

2027年国際園芸博覧会

環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のアンダーラインの部分は、前回（第1回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について（土地区画整理事業は「区画事業」、公園整備事業は「公園事業」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-1	地下水の揚水は一切行わないとのことですが、例えば調整池に染み出してくれる水や相沢川の市の保全対象地域に引き込む過程で入ってくる可能性がある染み出してくれる地下水のようなものの活用の観点は入らないですか。 [11/2 審査会]	暗渠化等を行うと、周辺から水が寄せられて、管渠やボックスカルバートの辺りに水が集まるケースは認識しています。 まずは出てきた水の量を確認する必要がありますが、施工や場所によって異なります。たくさん出てきた場合には、利用可能な水質であれば生物の生息空間への利用等も考えられるかもしれません。まだ着工前で、どのくらい水が出てくるのか判断できないので、今の段階では何とも言えない状況です。 [11/2 審査会]	説明済 [11/2 審査会]
		例えば、ポンプアップした地下水を環境用水として足すようなことが行われていますが、それは一切行わないのですか。そうすると、乾燥化しやすくなるのではないかと懸念しました。 [11/2 審査会]	この表現は、強制的にポンプアップして水を揚水し、それを使って散水するような使い方はしないということです。予期せずに水が出てきた場合には、何らかの形で対応しますが、pH等の水質によっては散水等に使えない場合もあり、現場で確認しながら、利用するかを判断していくと理解しています。 [11/2 審査会]	
		承知しました。 [11/2 審査会]	—	
A-2-1		全体的に、「検討したいと考えている」や「対応できれば対応したいと考えている」という回答が多く、ここでしっかりと議論しても、実際の対応が確実に履行される保証が見えず、考えていただけになる可能性も感じます。議事録も残りますし、市民に公開されるので、そこを明示された方がいいかと思います。事業全体で確実に決まっていないことが多く、「検討したいと考えている」と発言が留まっていますが、どのように考えているか聞きたいです。 [12/19 審査会]	記載の内容については、しっかりと履行していきます。保全のための措置にも「適切に処理します」、「選定します」と示していますので、説明で「考えています」という言葉を多用したとしたら大変申し訳ないと思います。しっかりとやっていきたいと思います。 [12/19 審査会]	—
		確実に言っていただき、少し安心できました。傍聴者の数は限られていますが、議事録は市民全体が見ているという意識を持って取り組んでほしいと思います。 [12/19 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-3-1	説明会で、「横浜市で基盤整備等が実施されて、保全対象種の生息・生育環境等が創出されます」と答えていますが、区画事業によって、土地が全面的に改変されることを説明した上での話でしょうか。前提条件を説明しないと、誤解を招く回答だと思いました。いかがでしょうか。 [12/19 審査会]	説明会でのパワーポイント資料で、区画事業が何をやり、公園整備事業が何をやるかという工事のステップも説明した上で、回答しています。 [12/19 審査会]	説明済 [12/19 審査会]
	A-4-1	説明会で、騒音の御心配に答えていますが、営業施設から十分な離隔が「とれるようにしたいと考えています」と、先ほどの指摘ではないですが、本当に離隔が取られるか少し不安な表現になっています。十分な離隔がどれくらいの距離なのかは説明されているということですか。 [12/19 審査会]	説明会時の資料で、大きな音が出る催事を行う場所を明示し、細谷戸団地からどのくらい離れているかを示した上で説明しています。どこを調査地点にしたときに、どういう騒音になるかも見せながら説明しています。 [12/19 審査会]	説明済 [12/19 審査会]
	A-5-1	毎回これだけの補足資料を出して、大変いいことだと思いますが、ここで質疑をするとさらに記載内容に対して補足的な説明があります。それは会議録には残りますが、書かれていません。補足資料の内容に、質疑も含めて評価書に全部取り込むことが、最も確実な記録の残し方になると想っています。事業者の見解は非常に重要な情報ですので、可能な限り評価書に取り込む方針で、今後の図書作成を進めてほしいと思います。 [1/31 審査会]	口頭で回答した内容も含めて、できるだけ評価書の方に反映したいと思います。どのような形で反映するかは、事務局とも相談して対応したいと思います。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	A-5-2	基本的には事業者の見解として文章で書かれているものも、口頭で回答したところも含めて評価書に反映することは、是非お願いしたいと思います。 [1/31 審査会]	—	—
	A-5-3	補足資料を非常に丁寧に作っていただいて良いのですが、説明も大変重要な内容を含んでいますので、評価書には是非盛り込んでほしいと再度言っておきたいと思います。 [2/16 審査会]	—	—
	A-6-1	資料は正確でなければいけないです。例えば、洞爺湖サミットの国際メディアセンターの記載がありますが、地名が間違っています。地名の記載もよく注意をしてほしいというのが補足的な要望です。 [1/31 審査会]	大変申し訳ありません。十分に今後は気をつけて、地名も含めて間違いないような形で、記載したいと思います。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-7-1	<p>現地で堆肥化できない理由を教えてほしいと思います。1回 14t の植物残さを貯留する管理運営施設、バックヤードがあれば、そのバックヤードを拠点として堆肥化する試みは十分にできる気がします。公園が整備された後も、駐車場や公園との関わりの観点で、そういういた取組は十分可能かと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>博覧会の開催に必要な施設をバックヤードも含めていろいろ作るところですが、堆肥化の施設を設けるのは非常に厳しい状況です。会場外で廃棄物処理業者によって処理し、そこから出た堆肥は活用できるものは博覧会の中でも積極的に活用していきたいと思います。発電にバイオマスを活用する廃棄物の事業者もいますので、契約できる状況になれば、そういういた電力も利用することを検討はしていきたいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
	A-8-1	<p>公園事業にどのようなレガシーを残すかという観点で、博覧会でできたこと、できなかつたことをクリアにすべきと思います。理由を文章として評価書等に入れ込むことが大事ではないかと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	説明済 [1/31 審査会]
A 事業計画	A-9-1	<p>【審議での指摘事項等】 サステナビリティのガイドラインの話で、具体的にサステナビリティにどう取り組んでいるかという観点は、あまり明らかにされていないと思います。情報等が既に出ていて、この審査の過程で考慮すべきことがサステナビリティの観点からあるのであれば、知っておきたいと思います。事務局の方で把握されていれば、後ほどでも教えてほしいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>【審議で事務局が回答】 承知しました。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
		<p>準備書意見見解書 p2-7 のGの生物多様性の回答で「施設整備を行いますが、改変は行いません」という説明が本当に正しいのでしょうか。施設整備等で基盤を改変するというのは当然あると思いますし、多くの建築工事が行われる中で、区画事業で造られた盤上で様々な改変があるという認識で議論するべきではないかと思います。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>説明の意図ですけれども、生物の生息環境を新たに造るのが横浜市であり、その周辺で博覧会として仮設の建物や庭園などは造りますが、生物の生息環境そのものは改変しないという意味です。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	説明済 [2/16 審査会]
		<p>市民の方にきちんと伝わっているかよく分からないです。基盤整備等に博覧会事業としての基盤整備は加わらないですか。全く手をつけない、例えば地表面に関して手を施さないという認識でしょうか。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>横浜市が造成をし、基礎インフラを整備した後に、我々はその場所を使って博覧会を開催します。そこに仮設の建物や庭園を造りますが、ここでの基盤整備は、区画事業が行う造成や地下水に影響するような大きな掘削で、それは行わないことを説明しています。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-9-1	<p>捉え方だと思いますが、改変を行わないというと、全く一切手を加えないと理解されると思います。どのような範囲でこの事業は土地を整備するかをきちんと示すことがおそらく大事だし、それは改変だと皆さん思われると思うので、改変を行いませんと断言できるものではないかと私は感じられました。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	—	説明済 [2/16 審査会]
		<p>パークセンターなど、博覧会でスタートを切る建築物があるかと思います。仮設ではなく残るものに関して、横浜市の基盤整備に入りますか、それとも博覧会事業に入りますか。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>横浜市の事業になります。基盤整備等と理解してもらえばと思います。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	説明済 [2/16 審査会]
	A-9-2	<p>仮設として博覧会事業で何をどの範囲で造るか、营造物として横浜市が基盤整備で造るかは、どこかで示されていますか。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>準備書に記載しています。図面上に表現できない基礎インフラのようなものは難しいですが、主要な園路や建物等は横浜市の方で整備し、それは残るものです。準備書 p2-22 の図で色分けしていて、説明会でもこの図を使って説明しているところです。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	
		<p>図のオレンジ部分が基盤整備で、枠で囲っていない建物は全て仮設という理解でいいですか。</p> <p>仮設に関しても、横浜市の整備ですか。</p> <p>建物の建設は、改変には該当しないのですか。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>現時点では横浜市の方で造る建物は図に示すものになります。</p> <p>仮設の建物は、博覧会協会で造り、終了後に撤去します。その建物は、基本的にレンタル・リースで行うことも説明しているところです。</p> <p>準備書意見見解書 p2-7 の改変は、横浜市が造った生物の生息環境の改変はしないという意味で書いています。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	
		<p>前から土地区画整理でできた空間が生態系として見なされているかという議論があったと思います。土地区画整理が入ったとしても、やはり基盤環境自体は残っているわけで、どのような被覆であれ、生態系として成立し得る環境です。それに対して、こういった仮設であれ、一時的に別の形での用途を入れること自体は、やはり生息環境に対する改変行為だと思っています。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>解釈の違いはあると思います。生物の観点から見ると改変はあるかもしれません、一般的な土木的な考えで、土地の造成といったものを基盤整備、改変と捉えて説明してきたということです。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	
		<p>理解を変えれば読み取れると思いますので、それで良いのですが、市民の方にはなかなか伝わらない部分かと思います。考えは分かりました。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-9-3	<p>区画事業と公園事業、博覧会の3つの事業が連続して進む中で、市民からすると全て一体的な事業で、事業ごとの縦割りの区分けで納得できるわけではありません。改変も、区画事業で造った生息環境は博覧会では手を加えませんという意味であればそうかもしませんが、博覧会をやる前に区画事業でかなり改変しますから、やはり一体的なものではないかと市民は思います。その説明を丁寧に、意図するところがしっかりと伝わるような文書を考えもらえばと思います。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	—	説明済 [2/16 審査会]
	A-10-1	<p>例えば準備書意見見解書 p2-5など、「御意見として承りました」という回答がたくさんあります。要望を受け入れるのか、受け入れられないのかが判定できない問題があり、住民の方も疑問に感じると思います。やはり明確でない回答は避けた方がいいと思いますので、その辺の配慮はしてほしいというのがお願いです。見解書自体を作り直すことは手間と時間の点で難しいと思いますが、補足説明みたいな形で出すと住民にとっては重要な情報源になると思います。その辺を明確にしてほしいという要望です。</p> <p>[2/16 審査会]</p> <p>説明会を例には挙げましたが、意見書に対しての見解でも同じ記述は何回も出てきます。それも含めて、やはり事業者の対応方針として改善はされた方がいいのではないかという趣旨です。検討してほしいと思います。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>説明会の概要は、説明した内容全てを記載していない部分があり、概要ということで御理解してほしいです。丁寧な記載が必要であったことは、御意見を踏まえて反省すべきところかと思います。説明会当日はもう少し説明はしっかりとしたつもりです。委員の御発言は非常に真摯に受け止めなければいけないことだと思いますので、今後、他にも市民へ説明をする場がある時は、環境影響評価とは別かもしませんが、しっかりと対応していきたいと考えています。</p> <p>[2/16 審査会]</p> <p>—</p>	説明済 [2/16 審査会]

■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-1	<p>サステナビリティ戦略の目標で、1の生物多様性や5の公害対策には「環境アセスメントの適切な実施」とあります。この環境アセスメントと、ここで審議している環境アセスメントは同じなのかを教えてください。また同じだとすると、1と5にしかない理由を聞きたいです。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>環境アセスメントは、この環境影響評価のことを指しています。今審議いただいている内容はかなり幅広です。書かれている内容は当然サステナビリティ戦略の方にも反映させ、齟齬がない形ということは、作る中で整理していきます。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	説明済 [2/16 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-1	<p>環境アセスメントは1と5以外、例えば6や11についても扱っています。準備書では、サステナビリティ戦略を作りますで終わる記載がたくさんあり、その内容をこちらは知らない状況ですので、アセスの方に公開されている内容が少ないのでないかと感じています。相互補完的にということであれば、サステナビリティ戦略に盛り込む内容は、評価書の方にも具体的に記載してもらえるのではないかと思い、位置付けを聞きたいと思いました。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>サステナビリティ戦略は、今年3月の策定を目指して作業を進めているところです。基本的に環境影響評価で審議した内容が、サステナビリティ戦略に反映されるという建付けになっています。もちろん相互連関しているので、必要な書きぶり等はそれぞれの特性に応じて書いてはいます。この審査会の方に必要な情報を出していないということではないと理解しています。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	説明済 [2/16 審査会]
	0-1-2	<p>評価書の中にもう少し具体的に取るべき措置、取組を環境保全措置として入れるべきではないかと思います。可能な限り、サステナビリティ戦略に盛り込まれる環境保全措置は具体的に全ての項目において、アセスメントの方にも環境保全措置として盛り込んでほしいという要望です。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>環境影響評価の内容を、サステナビリティ戦略に反映する形で抜け漏れがないように調整することで考えています。環境保全措置の1つとしてサステナビリティ戦略をしっかりと作って、それをこの環境影響評価の手続とは別にAIPHからの要求事項にも応えた内容についても作って、それを公表するということを措置の方に書いていると認識しています。</p> <p>今日の発言や追加で出している資料は、事務局とも相談のうえ、評価書で環境保全措置に盛り込んでいくことは約束したいと考えています。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	説明済 [2/16 審査会]
	0-1-3	<p>環境アセスメントの適切な実施がサステナビリティ戦略の1と5にしか出てこないことに違和感があって、関わっている項目については全て出てくるべきものではないかと思っています。</p> <p>[2/16 審査会]</p> <p>この表だけが独り歩きするのも適切ではないと思いますが、サステナビリティ戦略の方にもこの環境影響評価をいかに実施しているかを明記してもらい、最終的には問題がない形のものを作ってもらえたると要望しておきます。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>AIPHの要求事項の項目ごとに整理し直さなければいけない部分があるので、環境影響評価と書かれていない項目もあり、建付けが違う部分はありますが、抜け漏れのないように関連ができるよう整理していく形になります。</p> <p>[2/16 審査会]</p> <p>—</p>	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-1-1	<p>施設の供用時の予測結果で、電気、都市ガス、プロパンガスの使用で内訳を出していて、分かりやすいと思います。</p> <p>環境保全の措置で、再生可能エネルギーの100%活用と数字を出していますが、これが電気の使用に関してだけの削減措置に見えます。高効率給湯器の導入もして削減努力はしていますが、都市ガスとプロパンガスの使用量が790.2tCO₂で、何か他にこの分を削減する措置は検討されないのかを教えてください。</p> <p>100%の削減ではないという意味で、何らかの措置はとれないのかという質問です。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	<p>現実的な対応を取れる数字を入れましたが、博覧会ではサステナビリティ戦略を立てることになっています。その中で、温室効果ガスの削減目標は別途立てて公表し、その履行に取り組み、その履行結果についても事後評価のような形で開催前と開催後に公表していくことを考えています。100%でない部分に関しても含めて、より温室効果ガスを低減させる具体的な措置をそこで示しますが、環境影響評価の段階では具体的なところまで列記できない部分もあり、こういったものがあると措置で表明したところです。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	説明済 [12/6 審査会]
	1-2-1	<p>サステナビリティ戦略では、温室効果ガスの低減に対する数値目標はなくて、目標を立てなさいという戦略ですか。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	<p>AIPHの規則では具体的に何%とは書いていませんが、目標を作るという要求事項になっています。できれば数字的なものも示せればいいかということで、有識者等にも意見をいただきながら、どういったものがより履行性が高く、そして効果があるかを今整理しているところです。数値目標は、オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博を参考にしながら検討を進めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	
	1-3-1	<p>アセスにおいて、事後評価項目に温室効果ガスを今から追加というのは難しいですか。結果的には事後評価をされるので、アセスに対しても事後評価の項目に加えるといいかと思います。いかがですか。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	<p>アセスのタイミングやスケジュールと、AIPHの事後評価のタイミングが整合するかは今後の調整になってきます。今の段階では、この措置の中に明記することで履行性はしっかりと担保していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	補足資料28で説明済 [2/16 審査会]
		<p>措置に明記をするというのは、事後に検証した結果を公表していく旨を文章に追記するということですか。評価書段階で、そのように書いていくことですか。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	<p>取り組みを進めるとしか書いてありませんが、元々規則の中で公表すると書いてありますので、評価書の段階で、そういったものを公表することは修正していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	—
		<p>開催期間中の温室効果ガスの数値を話しましたが、もちろん工事中や撤去中の車両走行についても同じことが言えますので、全てにおいて配慮されると思いますが、是非積極的な数値目標を立ててカーボンニュートラルを目指してほしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	—	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-4-1	電気以外に都市ガスも使われますが、いわゆるオフセット都市ガスといったものの調達については、記述しないのでしょうか。 [2/16 審査会]	ガスは、都市ガスとプロパンガスを考えています。ガスの契約も、入札方式で事業者を選定する中でどういった条件が付けられるのかを整理した上で、できる限り環境に配慮したエネルギーの導入を目指していきたいと考えています。 [2/16 審査会]	説明済 [2/16 審査会]
		その辺りも今後書き込むという理解でよろしいですか。 [2/16 審査会]	何らかの形で記載を検討したいと考えています。 [2/16 審査会]	
	1-4-2	今のやり取りで、ガスについても理解はしました。 [2/16 審査会]	—	—
2 生物多様性	2-1-1	新たに配慮すべき動植物が、駐車場等の整備区域に定着しないよう適切に管理するとありますが、適切な管理とは具体的にどういうものか教えてください。 [11/2 審査会]	何がここに入ってくるのかはまだ明確になっていませんので、巡視、それから工事事業者から情報を得ることが考えられます。また区画事業で実施される事後調査の情報を適宜もらい、工事中にそういう動植物が確認できれば、それに適した対応の検討を考えています。 [11/2 審査会]	説明済 [11/2 審査会]
		例えば鳥が繁殖を始めた場合に、定着しないように何かしら妨害や排除等をすると、鳥獣保護管理法の違反にもなってしまいます。しっかりと注意をしてほしいです。 [11/2 審査会]	気をつけます。 [11/2 審査会]	
2 生物多様性	2-2-1	博覧会の実施により間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域を予測対象にしていますが、間接的影響という表記は適切ですか。本来であれば、本博覧会の実施による直接的影響分を予測の対象として、間接的影響は、例えばバックグラウンドの区画事業のその後の影響などを指すと思います。予測地域の①③⑤⑥は予測地域自体から外れていますが、直接博覧会が及ぼす影響の範囲に入っていますが、予測地域に入っていないので、違和感があります。この考え方を聞きました。	区画事業で基盤、その後公園事業でインフラ、主要な園路等が整備された上で、博覧会に必要な施設が造られる構造です。その際に、区画事業で相沢川に保全対象種の生息・生育環境が新たに創設され、和泉川は保全され、生物の生息に寄与する調整池も造られます。一度造成等が行われた後、造られた保全対象種の生息環境等は基本的に手をつけず、その周辺で工事を実施し、庭園を造り、仮設の施設を造る形です。生物が存在するようなエリアそのものは改変しないので、間接的影響としています。また隣接する市民の森等の周辺でも工事を行い、開催中は施設の運営を行うので、その影響について予測評価しています。 [11/2 審査会]	補足資料8で 説明済 [12/19 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-2-1	博覧会の工事をするのであれば、やはり予測区域から外すことがおかしいのではないかということと、生態系は仮に1回ダメージを受けていても、周辺との関連性から移動してくる、関連性から利用する可能性がある地域となるはずです。そういった被影響対象が存在していて、事業を実施する範囲であれば、やはり事業の直接的影響としてみなして、対象に含めるべきではないかと考えました。このアセスそのものの非常に根本的な考え方に対する部分ですので、よく検討する必要があると思います。特に、樹林が点在する広大な草地域等、施設が建つ地域に対して、予測地域から外していいのかと非常に疑問を感じました。まずは検討をお願いしたいです。 [11/2 審査会]	区画事業と公園事業、私どもの事業は連携し、間を空けることなく整備を進めています。動物の移動が見受けられた場合には対処をしながら整備していきます。区画事業や公園事業でも、生物多様性に関わる調査予測評価をし、事後調査も実施されるので、同じことを同じ時期にやるのではなく、3事業が連携しながら、情報を共有し、対応していくことを考えています。今示している区域を間接的な影響という形で予測評価をやっていきたいと考えています。 [11/2 審査会]	補足資料8で説明済 [12/19 審査会]
		被影響対象が生じてから影響を予測するというのも違っていて、やはり被影響対象がいなくても、それが成立する可能性があることも予測の対象ではないかと思います。検討してほしいと思います。 [11/2 審査会]	—	
		評価結果の追加をありがとうございます。 [12/19 審査会]	—	
	2-3-1	例えば越冬期の鳥や大径木に関しては、追加調査をされているかと思います。予測地域の対象から外れている地域も大径木があるように思います。この辺りの整合性がよく読み取りにくく、大径木や堀谷戸川のホトケドジョウはいつのデータですか。 [11/2 審査会]	今すぐ確認し、後ほど回答してもいいでしょうか。 [11/2 審査会]	補足資料8で説明済 [12/19 審査会]
	2-4-1	樹林が点在する広大な草地域や堀谷戸川左岸の耕作地域は、堀谷戸川の流域に含まれるかと思います。下流側にホトケドジョウが生息しているという影響が存在していて、集水域で事業を実施するので、やはり影響対象、予測地域に含めるべきではないかと感じました。 [11/2 審査会]	—	補足資料8で説明済 [12/19 審査会]
	2-5-1	大径木について調査し、確認位置も落ちていますが、大径木の評価結果や環境保全措置は、どこを確認すればいいですか。 [11/2 審査会]	調べますので、時間をいただければと思います。 [11/2 審査会]	補足資料8で説明済 [12/19 審査会]
	2-5-2	大径木について予測評価し、環境保全措置を具体化すべき対象と考えます。予測対象区域の考え方に対する修正が必要があると思います。 [11/2 審査会後の送付意見]	—	補足資料8で説明済 [12/19 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-6-1	全国都市緑化フェアで、ズーラシア周辺の里山エリアにおいて同じように園芸的なイベントをされていますが、その時の生態系の影響に関する知見等は収集されていますか。ある場合はどのようなモニタリングで、どのような問題点とみなされるような事象が生じているかを聞きたいと思います。 [11/2 審査会]	この場では確認できていない部分もあるので、横浜市に確認して連携していきたいと考えています。 [11/2 審査会]	補足資料9で説明済 [12/19 審査会]
		管理運営の配慮で調べていただきありがとうございました。こういったところが大事かと思います。 [12/19 審査会]	—	
2 生物多様性	2-6-2	農薬や外来種の管理などで、何かガイドラインのようなものは検討していますか。 [12/19 審査会]	これから検討になります。博覧会を持続可能なイベントにしていくために、A I P Hからもサステナビリティ戦略を作成し、公表するようにといった話がありますので、それとも連動しながら、運営のルールみたいなものについては考えていきたいと考えています。 [12/19 審査会]	説明済 [12/19 審査会]
		下流側にホトケドジョウがいる堀谷戸川に対して、博覧会のバックヤードや駐車場スペースなど、人工被覆の増大が雨水流出に影響をもたらすと思います。植物残さ等が排出されるような活動が行われると思いますが、堀谷戸川の流量に影響することで、ホトケドジョウに影響を及ぼさないか、流れ出す雨水が排水される環境があれば、そこから量や質の影響が生じることは想定されるかを聞きたいと思います。 [12/19 審査会]	流量に関しては、できる限り雨水を浸透させる設えで整備することを考えています。下流側への流量に全く影響がないことはありませんが、なるべく影響が出ないように対処したいと考えています。湧水、河川の流量でどのくらい流出係数が上がるか、流出量が変わるかを数値で示しています。工事期間中、汚水は処理して污水管に排出しますし、雨水は工事の内容にもありますが、造成や土地の切り盛り等で濁った水が一遍に堀谷戸川に流れ込まないように、沈砂池や釜場のようなものを造って対応したいと考えています。また、植物残さは河川に流れ込ませないことはもちろんですし、雨水の排水を詰まらせる原因にならないよう管理し、植物残さを集めて堆肥にする取り組みをしていこうと思っています。庭園から土砂等が河川の方に流れ込まないような措置や雨水排水のところには泥溜めを設けるような対応をしていきたいと考えています。 [12/19 審査会]	説明済 [12/19 審査会]
	2-7-1	承知しました。 [12/19 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-8-1	<p>雨水系統の新設によって、新しい排水先ができることは、区画事業の方でと思いますが、想定していますか。</p> <p>[12/19 審査会]</p> <p>これからということで承知しました。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>区画事業で、今検討していると理解しています。我々は整備された雨水系統と污水系統への排出をどのような形でやっていくかを今後、横浜市と調整していく立場です。</p> <p>[12/19 審査会]</p> <p>—</p>	説明済 [12/19 審査会]
		<p>開催中に、モニタリング的にホトケドジョウの生息が侵されてないかを確認することはできないですか。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>区画事業の事後調査の一環として、博覧会の開催期間中も生物多様性に関する調査を行うと聞いています。準備書でも、区画事業の調査内容を踏まえて対応策を検討していくと記載しています。区画事業で行うものを使い、協力することを考えています。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	説明済 [12/19 審査会]
	2-9-1	<p>区画事業の調査があるということで了解しました。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	—	
2 生物多様性	2-10-1	<p>ホトケドジョウが希少種であるということは、何かしら環境変化に弱い要因があると思います。例えば水質、流量、水温、pH、富栄養化など具体的に挙げて、それに対しての影響は少ないという表現ができないかと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>要因に関しても、区画事業のインパクトが大きいと考えています。事後調査結果の中で、博覧会の方で影響する要因が明確になれば、しっかりと対応していきたいと考えています。また、富栄養化に繋がるような植物残さの適切な処理や、pHにも関わるかもしれません、できるだけ河川の流量を落とさないように雨水浸透を積極的に取り入れた整備など、やれるところはしっかりと対応していきたいと考えています。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	補足資料 31 で説明済 [2/29 審査会]
		<p>やはり準備万端で臨んだとしても、見えないところで影響が出ることはありがちです。それをどうしても防げない部分もありますので、できる限りのことはしておきたいというお願いです。漠然とした対策ではなく、具体的にホトケドジョウに影響が出る要因は何かという部分も、区画事業で把握していれば、ヒアリングして把握した上で、影響の多い少ないという部分を評価するといいかと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>区画事業の事後調査を共有し、対応策を検討していきたいと思います。事業をやる前に予測、評価できることは極めて限られていると思います。事業をする中では、様々な要因で生物や湧水への影響など、様々なことが起こるわけですが、実際の工事事業者に対しても影響が出ないような指導をしていきたいと思います。博覧会自身も運営の際に、環境影響評価をやった内容がしっかりと継承されるように取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	
		<p>善処するという回答で、有り難いですが、具体的にホトケドジョウが影響を受けやすい要因は是非調べて、知識として持ってほしいと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>区画事業で専門家に相談することも考えているようですので、共有しながら、実務の中で対応していきたいと考えています。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-10-2	ホトケドジョウがどういった影響に脆弱なのかを特定し、そこに対しての対応策がしっかり講じられるので影響が少ないということを示してほしいという指摘です。それがないままに影響が小さいと言われても、なぜそう言えるのか分からぬという指摘だと思います。 [12/19 審査会]	—	—
	2-10-3	終わってみたら、全然見当違いのことをしていて、ホトケドジョウがいなくなつては困ると思いますので、最低限できることをやってほしい、そのできることは、ホトケドジョウが何に影響を受けやすいのかを最低限把握して、対応してほしいというお願ひです。 [12/19 審査会]	ホトケドジョウに大きく影響する部分は、コンサルタントとも相談しながら、主に効いてくる項目を次の評価書の段階では修正して、図書に盛り込む形で対応していきたいと考えています。 [12/19 審査会]	補足資料 31 で説明済 [2/29 審査会]
	2-10-4	区画事業で土地を大きく造成し、その後に舗装をするわけで、どういうもので圧力がかかるかは、おおよそ想定できるかと思います。例えば水質汚濁、化学物質による汚染、流量の変化など、その対象についてどう適切に維持管理するか、現段階でもある程度書き込めるという気はします。具体的にどうするかをできれば評価書までに、この場で確認をしたいです。 [12/19 審査会]	次回以降に、整理して示したいと思います。一般的なところまでは整理できるかもしれません、詳細な部分や場所の特異性みたいなところまで踏み込んで書けるかは分かりませんが、少しトライしたいと思います。 [12/19 審査会]	補足資料 31 で説明済 [2/29 審査会]
	2-10-5	かなり具体的になつたので有り難いと思います。影響は「低減できると予測します」という内容で、低減というのはホトケドジョウの生息が維持される程度の低減という理解でいいでしょうか。 [2/29 審査会]	維持できるようなレベルと考えているところです。 [2/29 審査会]	説明済 [2/29 審査会]
	2-10-6	湧水や河川の流量のところで、区画事業で造られる小水路は調整池の下流側に位置します。調整池からの越流等の水位の影響が生息環境に影響しそうだと思います。そもそもの水源と調整池からの水量との関係が、どのように「流量への影響は低減される」に繋がるかを教えてほしいと思います。 [2/29 審査会]	保全対象種の生息・生育環境は横浜市の区画事業で作ったもので、それを博覧会の際に保全活用します。横浜市の整備でホトケドジョウの生息環境が保たれた状態が造られている中で、横浜市と協力しながら、阻害や壊すことがないように博覧会を開催したいと考えています。そういう意味で低減という言葉を使っています。 [2/29 審査会]	補足資料 37 で説明済 [3/15 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-10-6	<p>流出環境として、区画事業後の裸地の状態よりも路面や建築物の増加によって表流水の増大が見込まれます。夏場はある程度の湧水の涵養がない限り、小水路に流れる水量や水質は悪化する状況も想定されます。そういう観点で、流出環境が変わるので、区画事業で造られた小水路環境の質が低下することが前提としては考えられますが、それが低減しないに繋がるのかが分からなかつたので教えてほしいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>和泉川の調整池も横浜市の事業で整備します。流域も区画事業で造成が、公園事業でも基盤整備が行われて、博覧会の事業の前まではホトケドジョウが生息できる環境がきちんと出来上がった状態で引き継ぐ形になります。我々としてはそういう環境を悪化させないように、例えば仮設の園路や庭園等にできるだけ透水性を確保したり、農薬のようなものの使用を制限したり、人の立ち入りを制限するなど、その環境を保全していきたいと考えています。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	補足資料 37 で説明済 [3/15 審査会]
		<p>小水路環境は事前に保全措置としてできている環境で、手を付けないから安定して維持できるかというと、例えば堆積の影響も生じるかもしれません。安定的に保全措置として機能するために、博覧会の間に何らかの措置やもう少し安定的に生息できるような追加的な措置があつてもいいかと思います。湧水依存種ですので湧水環境をどのように維持するかと、底質が重要な種ですので底質の維持をどう実現するか、2つ重要な点があるかと思います。放置するだけではおそらく劣化するのではないかという印象で、期間中の追加的な保全措置が必要ですし、そうでないと低減されるとは言えないかと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>維持管理をしないで堆積して埋まるなどがないように、しっかりと維持管理をしていくことが大事だと考えます。ただ、ホトケドジョウの生息環境等の維持管理は、将来横浜市の公園になるので博覧会だけで独自ということはなかなか難しいです。ここで区画事業も事後調査をやりますし、公園事業も維持管理に向けて今後調整していくところですので、横浜市と連携しながら博覧会期間中もこの小水路環境を維持でき、底質も維持できるような保全策を横浜市と一緒に考えて実施していきたいと考えているところです。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	
		<p>保全策を具体的にすることが今回の目的だったように思います。横浜市と協議してという中身を書かないと分からないといました。具体的な水源の情報がないと限界があり、どれくらいの湧水が持続的に維持できるかを論じない限り、ホトケドジョウの生息要因を議論することは非常に難しい話ではないかと思います。そういう根拠がないと、「流量への影響は低減される」には繋がらないと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	—	
	2-10-7	<p>具体的な流量とそれも踏まえた保全措置によって、影響を低減することができるかという具体策をもう少し検討して、次回以降に回答することはできますか。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>維持管理の観点でどういったことが一番適正なのか、横浜市の意向も踏まえるのでどこまで書けるかはあると思いますが、次回以降に示したいと考えています。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	補足資料 37 で説明済 [3/15 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2-10-8	ホトケドジョウに関してはかなり研究があり、実際に保全措置がされていると思います。生息条件に関する知見や保全措置の検証事例を挙げて、博覧会の間に存続し続けられるという根拠にしてほしいと思います。 [2/29 審査会]	—	補足資料 37 で説明済 [3/15 審査会]
	2-10-9	公園事業や区画事業のところかもしれないですが、今回のように、累積する事業が各別に審査されることになると、なかなか総合的な質問ができません。博覧会協会の当事者性とすれば多少外れていると思うかもしれません、總体としては大変重要な質問なので、公園事業や区画事業の事業者と綿密に協議して、全面的に答える姿勢で臨んでほしいです。 公園事業と区画事業の事業者も、もう審査が終わったという姿勢ではなく、改めて当事者意識を持って対応してほしいと、付け加えさせてください。 [2/29 審査会]	横浜市としっかりと共有し、どういう対策をとって、次回以降どうお答えするかを横浜市も交えて考えていきたいと思います。 [2/29 審査会]	補足資料 37 で説明済 [3/15 審査会]
2 生物多様性	2-10-10	有識者ヒアリングで、生息環境の創出でも現状の生息・生育環境を継承することが一番重要だというのは、まさにそのとおりだと思います。 [3/15 審査会]	—	—
	2-10-11	調整池 4 からの越流で懸念されるのは、小水路で物理的に生息環境が流出するような影響です。流量はある程度、調整池側で推測できると思いますが、越流の頻度、流量、小水路の水深に対して与える影響をどのように検討されているかを教えてください。 [3/15 審査会]	調整池 4 は区画事業で整備します。この調整池 4 のエリアも含めて場所を借りて、そこで博覧会を開催する立場ですので、調整池の設計等の詳細までは把握できていません。区画事業でも設計や調整を進めているところだと認識しています。調整池は、大雨時に越流堰でオーバーフローさせて水を流す構造ですが、通常は越流ではなくオリフィスから一定量の水が小水路に流れていると認識しています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
		この小水路は、ある程度絞られた水路にならざるを得ないと思います。小水路がかなり限定的になった場合、いかにオリフィスで絞っても、大雨が降るとある程度の越流の勢いがあり、それが懸念されると思います。 [3/15 審査会]	調整池自体を造るのは横浜市で、設計の詳細は今検討しているところだと思います。我々はまだ現段階で把握できていない状況です。 [3/15 審査会]	
		累積的な影響をもたらす事業ですので、きちんと連動性を高める必要があると思います。 [3/15 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-11-1	間接的な影響として、主に説明していたと思います。補足資料では、直接と間接の仕分けの回答はなかったようですが、間接的影響として事業の影響を予測、評価するという考え方で今もいて、それを基に説明会をしたかを聞きたいと思います。事業の直接影響か、間接影響かをどのように説明されたのでしょうか。 [12/19 審査会]	間接的な影響で予測、評価をすることは、補足資料でも明記し、説明会の資料においても明記して、説明しています。 [12/19 審査会]	説明済 [12/19 審査会]
		事業の直接的影響は、どのように考えているのでしょうか。 [12/19 審査会]	区画事業で整備した保全対象種の生息・生育環境への影響がどうか、工事が直接的と考えると、それによって生物の生息空間にどう影響するか、それから、例えば瀬谷市民の森等の周辺の自然環境に対してどういう影響を及ぼすかについて、影響を予測、評価していると考えています。 [12/19 審査会]	
		保全対象種に対してのみ間接的影響と書かれていますか。それとも、生態系や水循環など様々な環境要素に対して、間接的影響を主眼に考えて書かれていますか。 [12/19 審査会]	基本的には、保全対象種に対する影響がどうなるかを主眼に置いていますが、それを取り巻く状況についても、記載できるものは記載しています。 [12/19 審査会]	
	2-11-2	間接的な影響しか見ていないというわけではなく、例えば、地域社会の交通に関わる部分は、明確に直接的な影響になります。その整理が分かりにくいという御指摘かと思います。 [12/19 審査会]	—	—
	2-11-3	保全対象種が区画事業で生息しにくくなっているところにベースラインを置いていることが、きちんと伝わっていればよろしいかと思います。 [12/19 審査会]	—	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-12-1	<p>サステナビリティ戦略の生物多様性の具体例に「グリーンインフラを基軸とした会場計画の検討」とありますが、準備書でグリーンインフラの部分に生物多様性というように書かれていません。具体的にグリーンインフラがどう生物多様性に貢献できるかはグレーなところもあるかと思いますので、生物多様性にグリーンインフラを載せるのであれば、グリーンインフラの生物多様性配慮というか、環境アセスの環境保全措置と紐づいた形で検討する必要がありますし、できれば確認したい部分ですので、評価書に記載してほしいところです。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	<p>これからサステナビリティ戦略の方を取りまとめていくという状況なので、いただいた要望も踏まえて、検討は進めていきたいと考えています。</p> <p>[2/16 審査会]</p>	説明済 [2/16 審査会]
	2-13-1	<p>【非公開審議での指摘事項等（不開示情報に該当しない内容）】</p> <p>区画事業で造られる相沢川に沿った湿地のような環境に、確認されているどの絶滅危惧種が代償的に移植されるかの情報は、あまり記載がないと思います。それを踏まえた保全措置にしてほしいですが、そこはどれくらい具体化できますか。あるいは、なぜ具体化できないのでしょうか。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>【非公開審議での説明等（不開示情報に該当しない内容）】</p> <p>移植される植物の株数や種類等の詳細まで記載していませんが、区画事業でもそこを詰めているところだと認識しています。確認して、評価書に少し記載できればと考えています。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	補足資料 38 で説明済 [3/15 審査会]
		<p>環境保全措置に、移植の対象種と移植先の情報等が記載されていることが通常と思います。それが区画事業で行われている前提であれば、どこまで行われている前提に立った環境保全措置なのかが分かるように対応してほしいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p> <p>絶滅危惧種が移植されるか、存続できるかを判断する最後の機会です。事業実施前では最終的な段階に近いと思いましたので、できるだけ保全されている状態なのか否かを分かるようにしてほしいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>まずどこまで進んでいるかを横浜市に確認します。その上で、何が書けるかを整理し、報告したいと思います。もし区画事業でもまだ検討中であれば、そういった報告をしたいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p> <p>きちんと整理しますが、区画事業の環境影響評価書を見ますと、保全対象種の移植についても行うことが明記されています。また報告したいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-13-2	<p>区画事業の事後調査計画書の引用で、博覧会のモニタリングで何が必要か、追加措置に何が求められるかという資料ではありません。例えば、タコノアシはある程度攪乱をしないと他の植物に被圧されてしまいます。そういうたぐらは事業期間中も必要で、そういうたぐらの管理の必要性は資料の中で認知されるべきだと思います。区画事業の事後調査の対象が十分か、それから調査頻度等に対してどの程度連動して知見が入ってくる状況かを教えてください。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<p>保全対象種の生息空間を横浜市の区画事業や公園事業からお借りして、半年間開催するという立場です。何を保全するかは、区画事業で決めることだと認識しています。今最新で入手できるものを記載しています。区画事業でも事後調査計画書はこれからまたアップデートしていくと思いますので、博覧会期間中にどう対応していくかは、横浜市とも連携しながら調整していくことになると認識しています。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<u>補足資料 39、40 で説明済 [4/22 審査会]</u>
	2-13-3	<p>調査のアップデートは、どの程度しましたか。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<p>区画事業で行った調査データを基に準備書は作成しています。現時点で既に区画事業や公園事業の工事が始まっています。その事業の方で事後調査を行うので、その結果を確認して対応していくと考えています。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<u>補足資料 39、40 で説明済 [4/22 審査会]</u>
	2-14-1	<p>意見陳述で、保全対象種に挙がっていない絶滅危惧種の情報等が挙げられました。そのようなことを認知する体制ができていないのではないかと非常に懸念しています。保全対象種の拡充や追加的な保全措置を検討できる体制になっていませんか。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<p>現時点で公式な調査データの中では、対象区域内に新たな保全対象種の確認はできていない状況です。ただ、これから区画事業の事後調査で確認された場合は、横浜市と連携しながら対応していくことになると思います。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	
	2-14-2	<p>【非公開審議での指摘事項等 (不開示情報に該当しない内容)】</p> <p>区画事業の事後調査で、こういった不開示情報はどう扱われますか。審査会は区画事業の環境保全措置の事後調査での検討内容で、こういった種等について見ることができるのでしょうか。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>【非公開審議で事務局が回答 (不開示情報に該当しない内容)】</p> <p>今すぐにはお答えできないので、次回までに整理したいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	説明済 <p>[3/15 審査会]</p>
		<p>【非公開審議での指摘事項等 (不開示情報に該当しない内容)】</p> <p>審査会に対して、要求があったときに確認できないと、フォローアップもできないので問題があるかと思います。確認をして、次回以降に報告してください。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>—</p>	説明済 <p>[3/15 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-15-1	【意見陳述での指摘事項等】 オオアカバナが移植されたところは、事務局で意見陳述人に確認し、計画区域内か、その外なのか場所を特定してもらえますか。 [3/15 審査会]	【意見陳述で事務局が回答】 承知しました。 [3/15 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
	2-15-2	意見陳述で、保全対象種に挙がっていない絶滅危惧種や準絶滅危惧種が、この計画区域又は周辺に生息しているという情報提供がありました。博覧会のアセス手続で、それ以外もあると情報提供があったので、それを踏まえて博覧会でどのような保全措置を考えていくか、そして区画事業とも情報を共有し必要があれば区画事業で対応するよう伝えることも必要かと思います。 [3/15 審査会]	区画事業や公園事業とも情報共有します。それが博覧会のエリア、影響するような場所で確認されたという客観的な事実などが必要なので、事後調査に委ねる部分も大きいと思いますが、連携し共有しながら対応していきたいとこの場でお約束したいと思います。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	2-15-3	区画事業の事業者も認識していない絶滅危惧種が出てきたので、イレギュラーかもしれません、審査会の要望として区画事業の事業者に再度審査会に来てもらうことはいかがでしょうか。提案です。 [3/15 審査会]	—	—
	2-15-4	審査会は諮問機関ですので、答申として審査会の意思は表明することになると思います。それを超えて、改めて手続が終わった事業について事業者をこの場に呼んで意見具申をすることは、そもそも想定されていないと思います。 [3/15 審査会]	—	—
	2-15-5	— ヒアリングを踏まえて、区画事業でそもそもどう対応したか、それも踏まえて博覧会はどうするかは、整理して、後日説明してもらえますか。 [3/15 審査会]	【質疑で事務局が回答】 意見陳述でのタコノアシとオオアカバナの件で、博覧会の準備書資料編 p 資 1.2-50 に区画事業でのヒアリング結果が示されています。4番目のポツにタコノアシとオオアカバナの記載があり、区画事業は現地の市民団体とコンタクトを取っています。これは博覧会も入手しているかと思います。 [3/15 審査会] 区画事業もヒアリングを行い、認識した上で現地調査をしていると認識しています。それで発見されなかったと思っています。 意見陳述での御意見や審査会でオオアカバナについての御意見は、これから横浜市に説明するつもりです。区画事業は事後調査をこれから行うので、そこに我々から情報を入れると、当然真摯に対応してもらえるのではないかと思います。 [3/15 審査会]	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-15-5	タコノアシやオオアカバナについては、現地踏査で見つからなかつたという結論なのかも含めて、区画事業に事務局から確認できますか。 [3/15 審査会]	【質疑で事務局が回答】 今、事後調査に着手しているところなので、事務局としてその生息場所等も含めて区画事業に伝えることは可能だと思います。そこは確認したいと思います。 [3/15 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
	2-16-1	【意見陳述での指摘事項等】 綿密に調査をして、その上で環境保全措置を丁寧に書いていると思いますが、どこにどういう生き物が生息するかは、その地域で昔から活動している団体が持っている情報がすごく大きいので、その情報にどこまでアクセス、アプローチしたかを確認したいです。 [3/15 審査会]	—	補足資料 39 で 説明済 [4/22 審査会]
	2-17-1	ネオニコチノイド系の農薬を使わないことは当然ですが、その他の農薬について使用計画のようなものがあるかを教えてください。 [3/15 審査会]	和泉川源頭部では、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることは記載しています。詳細な計画やどのような花を入れるかも調整中ですでの、それを踏まえて使用する農薬等も整理していきたいと考えています。特に魚毒性は気を付けなければいけないので、部門の者とも共有したいと思っています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
		農薬そのものが影響したり、場合によっては土壤に滞留する可能性もあると思います。農薬の使用計画のようなものが決まってきた時点で、情報共有してほしいと思います。 [3/15 審査会]	どのような花をどこに配置するかはこれからで、使用する農薬の計画もこれから議論することになります。詳細はかなり専門的なところもありますので、協会内で共有し、また出展者にも要請していく流れです。 [3/15 審査会]	
		目に見えないもので結構大きな問題になる可能性もありますので、配慮をお願いします。 [3/15 審査会]	—	
	2-17-2	準備書のどこに、農薬の使用等に係る考え方の記載がありますか。 [3/15 審査会]	準備書 p6. 2-127 に、農薬の使用をできるだけ抑え、溶出を避け、影響を最小限にするという考え方を記載しています。2章にも記載しています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	2-18-1	植栽培土として、博覧会期間中に外部からの基盤土壤の搬入はありますか。 場合によっては、野外を由来とする土壤もあり得ますか。 [3/15 審査会]	園芸種ですので、それに合った形で入れていくことになると思います。 これから調整になると思います。外から入れた時に、思いもしない種子や菌が入っていると、それによって周辺環境や博覧会の植物に影響がありますので、影響の出ないものを搬入しなければいけないと認識しています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-18-1	範囲も未定だとは思いますぐ、水質にも関係する可能性や外部から持ち込まれて新しく定着する植物種も出てくる可能性があります。その事後調査は計画する考え方と、区画事業等で行われている保全措置とは別にそれが行われるという認識でいいかを聞きたいです。 [3/15 審査会]	周辺への影響がないように、結果する前に撤去することを基本に考えています。基本的には他に影響が出ないように努力するつもりです。区画事業や公園事業も事後調査をしますので、何か大きな影響が出るようなことがあれば、その辺はしっかりと横浜市と連携して対応しなければいけないと思っています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
		博覧会由来の影響がどの程度予測されるかに紐づいて、博覧会としてモニタリングされるべきではないかと思います。導入される植物に関してはきちんとされると思いますが、導入される環境に関しては後にインパクトを与えるものになるので、その考え方方はアセスの中できちんと位置づけておくべきものではないかと思います。 [3/15 審査会]	後世に影響が出るような土壤や園芸種、見せるための資機材を入れることは考えていません。花のイベントで花を見せることが中心で植え替え等もしますので、残つていかないような措置は考えています。 [3/15 審査会]	[3/15 審査会]
	2-18-2	記載は、準備書のどこにありますか。持ち込まれる土などによる影響です。 [3/15 審査会]	準備書 p6-2.5 の一番下のボツに、種子や植え替えについて記載していますが、ここに土壤にも触れるような形で追記したいと思います。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	2-18-3	環境保全措置としては異存ないですが、モニタリングや事後調査の必要性があるという意見です。 [3/15 審査会]	モニタリングは、区画事業でも保全対象種の生息空間を含めて調査しますので、それを共有する形を取りたいと考えています。 [3/15 審査会]	<u>補足資料 40 で説明済</u> [4/22 審査会]
	2-19-1	区画事業の調査データと、博覧会のデータを独立して述べてほしいと考えています。令和3年度の調査で確認されなかったという注釈がありますが、令和3年度の調査は載っていません。きちんと分かる形で準備書を修正してほしいと思います。 [3/15 審査会]	動植物の調査データは、区画事業のデータをそのまま流用しています。区画事業や公園事業のデータを流用し、その2つの事業と異なる前提条件がおかしくなりますので、追加で景観は調査しましたが、それ以外はそのまま利用しています。 [3/15 審査会]	<u>補足資料 40 で説明済</u> [4/22 審査会]
		準備書 p6-3. 23 の注3に「令和3年度の調査では」とあるので、令和3年度に検証されているのではないかでしょうか。 [3/15 審査会]	区画事業の評価書に同じように書かれています。区画事業の調査内容を使っています。 [3/15 審査会]	[3/15 審査会]
	2-19-2	コピー・アンド・ペーストになってしまっていることに問題があり、きちんとした理解のないまま区画事業にお任せになってしまうのではないかと思います。 [3/15 審査会]	資料調査で必要な情報を得た上で、それを基に予測評価を行っています。コピー・アンド・ペーストと言うとマイナスな印象かもしれませんのが、全く同じものを使っています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2-19-3	令和3年度の調査は区画事業が行った調査ということですが、この文章で分かりますか。 [3/15 審査会]	冒頭や方法書段階でもデータ自体は区画事業、公園事業のものを使うことは明記しています。その前提で書いたつもりですが、分かるように評価書で修正したいと考えています。 [3/15 審査会]	補足資料40で 説明済 [4/22 審査会]
2 生物多様性	2-20-1	区画事業の保全措置は博覧会にも引き継がれ、その保全措置に対して事前に取るべき対応は、博覧会の段階での調査や予測に基づいてアップデートする内容かと思います。アップデートはせず、区画事業の事後調査を受けて博覧会の保全措置が生じると聞こえましたが、そのような考えなのでしょうか。 [3/15 審査会]	博覧会期間中も含めて横浜市で調査を行うことになっていますので、その結果を共有しながら対応策は考えていきたいです。アップデートしないというより、出てきた情報は共有してアップデートしていくたいと考えているところです。 [3/15 審査会]	補足資料40で 説明済 [4/22 審査会]
		区画事業にお任せではなく、博覧会自体の影響も乗った状態でモニタリングしていくかなければいけないと思います。区画事業の平成30、31年度の情報だけで議論していて、更新がされていないと思います。例えば地域の方と連携して調査情報を拡充する考え方は必要ですし、人と自然の触れ合いを目指されているので、博覧会としても積極的にそういうことをすべきではないかと思います。新たな種への対応や新たに造成されて造られた環境における調査は、博覧会でもする必要があるかと思いますし、そういうことの発信を期待したいです。 [3/15 審査会]	—	—
	2-20-2	事後調査は共同で行わない限り、お互いが何をしているかを認識できないですし、区画事業の事後調査は区画事業としてのものですので、事後調査やそのための評価は博覧会も実施する形で位置づけるべきではないかというのが意見です。 [3/15 審査会]	—	補足資料40で 説明済 [4/22 審査会]
	2-20-3	区画事業の事後調査計画書(その2)が出ていて、造成範囲も示されていますが、博覧会の区域は現地形をできるだけ保全する形で盛土、切土の範囲になってしまふ。区画事業が行う環境保全措置は、相沢川の谷戸と和泉川源流域の調整池4に付随する小水路だと認識しています。そこに移植する植物の選定は、全て区画事業が行うのでしょうか。 [4/22 審査会]	移植する植物や動物については区画事業で行い、公園事業も同じ横浜市ですから連携してやっていくと認識しています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-20-3	<p>植物に関して、環境整備と合わせて保全措置が取られる前提で、そのモニタリングも区画事業が行う場合に、それ以外の範囲は造成されずに草地環境が残った状態で博覧会に入ると思います。それに対する環境保全措置は、どちらがどのように取るのでしょうか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>草地環境に関しては、博覧会の環境保全措置で現在の草地環境を生かした広場を整備していくといったところは、博覧会で対応していくと理解いただければと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]
		<p>環境保全措置を実施する主体ですが、事後調査に関しては区画事業の移植対象種の範囲内に限定して、博覧会の環境整備に関しては行わないように読みます。博覧会が実施する環境整備の事後調査は行わないのでしょうか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>そこに希少種がないと認識しているので、事後調査の対象にしない状況です。</p> <p>保全対象種の生息・生育環境は横浜市から借り受けるので、借りる前、借りている最中、返すときの状態は、区画事業の事後調査も活用し、足りない部分や維持管理上必要なものについては補完的な調査を行っていくと明記したと考えています。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	[4/22 審査会]
		<p>具体的に足りないものはどのようなことを指していますか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>現時点で具体的に断定できないですが、例えばザリガニが増えたり、抽水植物が異常に繁茂する可能性もあります。維持管理上、駆除や撤去も必要だと思いますが、区画事業の事後調査ではそこまで記載されていないと認識しています。現地で整備や管理をする上で確認できたものについても、補足的な調査を行って対応策を横浜市と連携して検討したいと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	[4/22 審査会]
		<p>草地環境に関しては、区画事業は大きく改変しないので、重点的なモニタリングの対象ではないと思います。博覧会で駐車場や花壇ができ、土地被覆や植生を改変するので、その範囲は博覧会の影響であり、博覧会としてモニタリングの必要があると思いますが、やらないのでしょうか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>駐車場は、区画事業で造成した土地を借りるので、切り盛りされることには御理解いただければと思います。</p> <p>博覧会会場の草地環境を生かした広場の整備は環境保全措置として対応していくますが、そこに希少種の存在は確認できていないと認識しているところです。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	[4/22 審査会]
		<p>希少種がいることや移植をしていることがモニタリングの条件なのでしょうか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>保全対象種、希少種の存在は、事後調査をする上で重要な факторだと認識しているところであります。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	[4/22 審査会]
	2-20-4	<p>ホトケドジョウについて、小水路の整備と移設は区画事業が行い、その後、この小水路とは別の周辺地域でホトケドジョウが確認された場合等の対応は、どちらがやるかをきちんとしてほしいと思います。今の段階で言えることはありますか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>見つかった場合は、土地の所有者は公園区域であれば横浜市ですので、横浜市と博覧会が連携し、相談しながら対応していくことになると思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-20-4	<p>相談はもちろんですが、環境アセスメントは責任領域をはっきりさせることも一つの目的だと思います。事後調査をやるのかやらないのか、それから環境保全措置の追加的な措置はどちらが取るのかは明文化をしてほしいと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	—	説明済 [4/22 審査会]
	2-20-5	<p>今の御指摘は、資料に区画事業の事後調査に準じて博覧会としても調査を実施しますとありますが、これでは不十分ということでしょうか。今の段階で何について事後調査が必要かをなかなか見極められず、事後調査計画書を策定することも困難ということで、このような表現になっていると思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	—	—
	2-20-6	<p>不十分だと思います。区画事業の事後調査計画書が出ているので、区画事業に聞けば計画として出ると思います。区画事業の事後調査計画書で、例えば相沢川の湿地の形態が変わっていて、これはここで議論できていません。お互いの情報がきちんと整理できていないからだと思いますし、もちろんタイミングの問題もありますが、やはり準じてという内容やホームページ等で公表する内容が何かは言えると思います。そこを懸念していて、6年前の情報のアップデートを博覧会としてもやる部分、区画事業の保全措置や事後調査を踏まえた博覧会としての保全措置の考え方があるのではないかと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>区画事業の事後調査の詳細はまだ把握できない状況で、区画事業からは博覧会期間中は協議しながら進めるという回答でした。しかし、御意見の趣旨とはずれるかもしれませんのが、借りたものはきちんと返すという視点でも調査が必要だと思っています。補足資料に参考として、区画事業の事後調査計画書から抜粋した事後調査の手法を記載しています。評価書においてはこれを事後調査という位置づけで、資料調査も含む形ですが位置づけたいと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]
		<p>借りたものがどのような状態かという認識は素晴らしいことで、調査内容を載せることも望ましいと思います。是非そうしてほしいと思いますが、特に気にしているのは範囲の部分です。区画事業が特に改変する部分だけしかやらない場合に、残りの部分のモニタリングはどうなるかをはっきりしてほしいです。元の地形、元の草地を生かした環境整備や大径木の保全、新しい情報が出てきたら連携して取り組むと言っているので、博覧会としてモニタリングや環境保全措置にコミットしていく部分です。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>草地環境や大径木は残すこと、草地環境を生かした広場を造ることは明言できますが、できるだけ残そうと思っていますが、どの範囲かはなかなか明記できない状況です。残すという行為は保全措置としてやりますが、そこでのモニタリングは難しい状況ということを理解いただけないかと思っています。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-20-6	<p>それは理解します。ただ、博覧会自身で調査しておけばよかったですとも思います。蒸し返すつもりはありませんが、区画事業がやらないかもしないことに対する答えがない、追加的な措置はないと理解しましたので、それには不足を感じますが致し方ないのでしょう。ただ開催後に公園事業へ引き継ぐタイミングで良い環境になっていることの確認は大事かと思いますので、ビフォーアフターが取れないのであれば、公園事業のビフォーできちんと取ることをこの事業に関わる事業者全体で検討いただくことではないかと思います。アセスとしてこれだけ議論を積みましたので、事業者の考え方を理解しました。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	—	説明済 [4/22 審査会]
	2-20-7	<p>本来であれば事後調査をどこまでやるかが明らかになると望ましいですが、事業者のお答えもありましたし、やり取りがなされたことも記録で残りますので、今後しっかりと対応することをお願いするしかないかと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	—	—
	2-21-1	<p>今ある情報は平成 30 年度、31 年度です。令和 3 年度が区画事業の追加調査ということで今回修正されていますが、令和 3 年度の元となる調査データはどこで確認できるのでしょうか。</p> <p>[4/22 審査会]</p> <p>データとしてきちんと出す必要があるかと思います。注目種を基にモニタリングの対象を検討していくのであれば、その注目種がいつの時点の情報に基づくものかは大事なように思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>確認に手間取っています。今の項目が抜け落ちているのであれば、区画事業のデータの方から評価書に転記し、掲載したいと思います。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]
	2-21-2	—	<p>【質疑で事務局から確認】 先ほど令和 3 年度の調査の記載箇所の確認を求める御発言があつたかと思います。事業者からは、記載がないようであれば評価書に記載するという回答でしたが、それでいいでしょうか。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-21-2	<p>令和3年度の調査で予測評価をしなかった理由を教えてもらえば大体分かるかと思います。令和3年度は、おそらく補完的な情報で、その情報を基に予測評価はほとんどしていないと読み取れるので、理由を説明してもらえば掲載だけでいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	<p>区画事業の評価書では、タコノアンが令和3年度の調査で初めて確認された種としてリストに追記されたという位置づけです。ただし、このリストでは他の種は明記されていない状況です。一方で、それを基にした博覧会の準備書では区画事業のような表現はしていないので、合わせるところは対応可能かと考えています。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]
		<p>大きく予測評価が変わるものではありませんね。</p> <p>追加情報が何かを明記すればいいかと思います。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	<p>そのとおりです。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	
3 水循環	2-22-1	<p>準備書に「対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性がある」とありますが、表現として不適切でないかと思います。造成せず、地形をそのまま残して草地環境を造るような環境も残されます。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	<p>確かに保全措置として草地環境を残した広場を造ることも明記していますので、一部を除き改変の可能性があるといった表現に評価書で修正したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]
		<p>一部というのはどの範囲なのかをきちんとしてほしいです。</p> <p>草地だけではなく、大径木も残しますよね。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	<p>その一部が草地環境を残した広場であることが分かるように記載したいと思います。</p> <p>博覧会の区域に保全される大径木は保全しますで、草地も大径木も併せて記載したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[4/22 審査会]</p>	
3 水循環	3-1-1	<p>スライドp78の表の流出量は、対象事業実施区域内の流域からの流出量でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">[11/2 審査会]</p>	<p>対象事業実施区域内からの流出量を算定しています。</p> <p style="text-align: right;">[11/2 審査会]</p>	補足資料7で説明済 [12/6 審査会]
		<p>4 流域全体での流出量の増加率は1.09で、9%程度の増加で済みますが、流域の場合は個別に見ていく必要があるかと思います。堀谷戸川は1.20で、2割増しは少くないです。例えば堀谷戸川の調査地点よりも上流域でいくと、どの程度の増加か出していますか。調査地点の上流域に対してどの程度の影響があるかということです。対象事業実施区域外の流域が結構あるので、かなり小さくなると思います。</p> <p style="text-align: right;">[11/2 審査会]</p>	<p>予測地点の上流域全体を見たときに、対象事業実施区域内の土地利用の変化がどう影響するかという観点で検討を行い、次回報告できればと思います。</p> <p style="text-align: right;">[11/2 審査会]</p>	
		<p>準備書に言葉では書いてありますが、数字で示し、この程度で収まるので影響は少ないという説得力のある評価書にしてほしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[11/2 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-1-1	対象事業実施区域内と上流域全部を含めた形での影響と両方出してもらい、河川流量に対する影響の程度がよりはっきり分かって良いと思います。 [12/6 審査会]	—	補足資料7で 説明済 [12/6 審査会]
	3-2-1	スライド p78 の開催中の有効流出量は、透水性舗装や浸透樹、バイオスウェル、あるいは植栽も含め、全ての効果を考慮した有効流出量でいいですか。 [11/2 審査会]	流出量の変化は、基本的に透水性舗装や浸透トレーニング、バイオスウェルといったハードを加味しています。また土地利用の変化の状況によって流出係数が変わりますので、土地利用と設置する雨水浸透施設の能力等を加味して算出しています。 [11/2 審査会]	説明済 [11/2 審査会]
	3-3-1	雨水浸透施設という言葉で、その全部を雨水浸透施設として捉えている場合と、透水性舗装を除いて、あるいは植栽を除いた浸透樹やバイオスウェルを雨水浸透施設としている使い方があり、ページによって違っているようですので、統一してほしいと思います。 [11/2 審査会]	—	
	3-3-1	準備書 p6.5-20 の表 6.5-11 に、開催中の対策後の雨水流出係数を計算していて、透水性舗装や植栽は土地利用区分で考慮されていると思いますが、それ以外の浸透樹やバイオスウェル等は表の中で考慮されてないですか。 [11/2 審査会]	p6.5-20 の表では、浸透樹やバイオスウェル、浸透トレーニング等は効果として計算せず、p6.5-26 のところで考慮して整理しています。 [11/2 審査会]	説明済 [11/2 審査会]
	3-3-1	それは何か特別な理由がありますか。 [11/2 審査会]	特別な理由はありません。こういう整理の仕方ということです。 [11/2 審査会]	
	3-4-1	表を見ると、例えば大門川の整備前の流出係数が 0.50 で、対策前が 0.89 に上がって、対策をとることによって 0.71 になります。確かに 0.89 から 0.71 に低下していますが、整備前 0.5 から比べると結構大きくなります。あくまでも透水性舗装と植生のみの効果を考慮した場合なので、ここは浸透樹や浸透トレーニングは含まない値だと書いた方が、誤解を招かないかと思います。 [11/2 審査会]	評価書ではそういったことが分かるような表現を入れ、誤解のないように整理したいと考えています。 [11/2 審査会]	
	3-4-1	透水性舗装は、駐車場の 50% として影響評価されています。建設工事をする時に、実際は 30% しか透水性舗装をしなかったということがないようにしっかりと明記してほしいと思います。 [11/2 審査会]	しっかりと書きますが、50% というものではなく、やれる範囲はしっかりとやっていきたいと思います。 [11/2 審査会]	説明済 [11/2 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-5-1	<p>湧水に対する影響は評価が難しいですが、地下水の情報が手に入るのであれば、地下水の視点から、例えば駐車場を造ることによる影響をある程度、評価できるような気がします。もし地下水の情報があれば、その点を加えてもらえるとより良いかと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>地下水も含めて、データがあるかを確認した上で準備書を提出していますが、今のところ情報がないということです。独自での調査は、博覧会自体が事業中の区画事業の事業用地を使わせてもらうので制限もあり、新たに設けることは難しいかと認識しています。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	説明済 [12/6 審査会]
		<p>情報なければ仕方ないので、分かりました。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	—	
4 廃棄物・建設発生土	4-1-1	<p>「A I P H の規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略を策定し、取組を推進」の記載について、A I P H の規則に環境保全についてどの程度具体的な記載やルールがあるのかと、サステナビリティ戦略はいつ誰がどこでどのように作るのかを教えてください。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	<p>国際園芸家協会から博覧会を行う事業者に対して、規則として必ずイベントの持続可能性ということで、廃棄物や生物多様性の保全、地球温暖化対策に対して博覧会としての目標を作り、それを履行し、公表し、A I P H にも報告することが定められています。その中で更なる踏み込んだ削減目標のようなものを作り示すことになっています。戦略等は今作成しているところで、近々に公表することで調整を進めています。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	補足資料 27 で説明済 [1/31 審査会]
		<p>A I P H の規則に、サステナビリティ戦略を作るようとだけ書いてあるのか、A I P H の規則そのものに廃棄物をなるべく削減するよう等が書いてあるのかを聞きました。サステナビリティ戦略は、いつ誰がどこでどのように作るのでしょうか。次回、資料として回答してほしいと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	—	
	4-2-1	<p>公園施設以外の建築物はレンタル・リースし、仮設なので、普通の建築物を解体する場合の 30% の廃棄物が一律発生するとしていますが、その根拠や前例等を教えてください。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>基礎部分の廃棄物が計上されていないことは準備書で分かります。仮設のため 30%とした根拠を聞きました。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>レンタル・リースの原単位については承知しました。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>恒久的建築物とレンタル・リースでは、建築物を組み立てるところの建設機械の稼働による温室効果ガス等の影響は変わらないですが、現場打ちの基礎でやらないところがかなり大きいです。その計算での数値です。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	補足資料 24 で説明済 [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-3-1	発生量やリサイクル率、処理量の予測はされていますが、処理については書かれていないようです。例えば事業系一般廃棄物は全部横浜市の処理施設に持っていると考えているのか、それが施設にある期間、非常に過大な負担とならないか、産業廃棄物はどこでどのように処理するかが分からぬので教えてください。 [11/2 審査会]	廃棄物は、基本的には市内、県内など近隣に、一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設に持ち出して、処理することを考えています。 [11/2 審査会]	補足資料 23 で説明済 [1/31 審査会]
		近隣に本当にあるのかも含めて、どのように探して、どうやって取り組んでいくのか、もう少し説明が必要だと思います。 [11/2 審査会]	—	
	4-4-1	植物残さの堆肥化について、博覧会の会場内での堆肥化を大いに期待していますが、どこで何をどのように堆肥化するかが記載されていないと思います。 [11/2 審査会]	博覧会の会場はスペースが限られ、近接も区画事業や公園事業等が行われているので、会場内での処理は極めて難しいと考えています。博覧会は有料で開催しますので、堆肥化するとそれなりに臭気が出ますし、また場所も必要ですので、市内や県内の処理施設と調整し、持ち出しての処理を考えています。 [11/2 審査会]	補足資料 23 で説明済 [1/31 審査会]
		堆肥化できることをどう担保するかが必要ではないかと思います。 [11/2 審査会]	—	
	4-4-2	食品残さと植物残さについては、一般廃棄物処理業者がたくさんいて、熱回収も含めてリサイクルしているので、事業者の見解にある具体的な施策としてリサイクルを確保していくことを環境保全措置に書いてほしいです。その際に、バイオマス発電の燃料よりも堆肥化のリサイクルを優先するという、いわゆる循環型社会の優先順位を担保するようなことも記載してほしいと思います。 [1/31 審査会]	堆肥化のところをなかなか優先には書きづらいですが、環境保全措置にこういったものをしっかりとやっていくということを評価書では記載したいと考えます。書き方は工夫したいと思います。 [1/31 審査会]	補足資料 32 で説明済 [2/29 審査会]
	4-4-3	植物残さについて、「リサイクルした堆肥等を博覧会として活用するなど、資源のリサイクルを確保していきます」と明示したことは大変良いと思います。できればホームページ等で、リサイクルした堆肥がどのくらい活用されたか、循環の輪がきちんと繋がったかについても是非公表してほしいと思います。発生量・再資源化量・処分量というと、きちんと処分されてリサイクルされたまでなので、リサイクルした堆肥を何トン、何キロくらいをもう一度博覧会で使ったかというところまで情報を開示すると良いかと思います。 [2/29 審査会]	堆肥化したものを持ち出しての活用と書いていて、それを公表していくことも可能かとは思いますが、堆肥化に時間がかかることは御存じかと思います。博覧会期間は半年ですので、堆肥化の期間等を考えると全量は非常に難しいところです。しかし、そういうスパンでも、使えるものは使っていきたいということを示しています。 [2/29 審査会]	説明済 [2/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	4-4-3	植物残さは、方法によりますが堆肥化に約40~60日かかるとは思います。是非、可能な限り公表してほしいと思います。 [2/29 審査会]	—	説明済 [2/29 審査会]
	4-5-1	植物残さよりも、開催中はむしろ食品残さの方がかなり出てきていて、リサイクルされるという表現ですが、食品残さこそしっかりと、園芸博覧会ですから堆肥化をするなど場外に出す廃棄物となるべく削減し、サステナブルな博覧会にしていただきたいと思います。 [11/2 審査会]	塩分等が食品には多く含まれていて、pH等の調整をしないとかなかか堆肥化できないとも聞いています。食品残さは難しいところもありますが、できる限りリサイクルしていきたいと考えています。過大な評価にならないように、推計できる数値としてリサイクル率等を用いています。AIPHのサステナビリティ戦略を作つて公表する以上はしっかりと目標を作つて、例えばごみを持ち込まない、リサイクルに積極的に協力してくれる店舗や事業者に参加してもらう、最新の技術を用いる等、様々な手法で食品残さの削減に取り組みたいと考えています。 [11/2 審査会]	説明済 [11/2 審査会]
4 廃棄物・建設発生土	4-6-1	サステナビリティ戦略でどう書いてさらに削減に取り組む予定ということを、再資源化率を出して発生量を予測されるのはいいのですがそこからどうやって取り組んで減らしていくか、そもそも出ないようにするかが分かるように、環境保全の措置に本来は述べてほしいと思います。 [11/2 審査会]	—	補足資料25で説明済 [1/31 審査会]
	4-6-2	可燃ごみが実は一番多く、それを横浜市の焼却工場で処分するとあります。紙コップや割り箸も、事業系一般廃棄物として出てくることになっています。可能な限りリユース食器を使うと言しながら、紙コップや割り箸が出てくる前提是、博覧会会場で食品を提供する全事業者がリユース食器を使うわけではないことを表していると思います。もっと力強く、廃棄物を出さないという姿勢を出すべきではないかと指摘します。 [1/31 審査会]	廃棄物の全体量は、過去の複数の博覧会の排出量から平均的な量で設定し、内訳の配分は愛・地球博の実績を基にしています。まだ詳細に飲食を提供する事業者の状況が決まりず、過去の実績を基に設定したので、このような区分となっています。実際にどうリサイクルするかはこれから運用によると思います。 ごみの削減については、出さない、持ち込まない、それから廃棄しないように、リデュースといった取組は博覧会の中でも行つていきたいと考えています。 [1/31 審査会]	補足資料32で説明済 [2/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-6-2	紙コップや割り箸は持ち込まれるものを予想し、会場の事業者は全部リユース食器を使うということでしょうか。 [1/31 審査会]	運営の内容もこれから決めていく段階ですので、できるだけ持ち込みをしない、リユース食器を使っていくといった定性的な形の記載をしています。 紙コップも愛・地球博は夏場で非常に暑かったので、水の提供をしたために急遽紙コップを使ったことが書かれています。これが愛・地球博に基づく実態で、今回どういう運用するかはごみの減量を考える中での運用方法に関わってくるかと考えます。 [1/31 審査会]	補足資料 32 で説明済 [2/29 審査会]
		原単位で、愛・地球博を使うのはいいです。その結果、このくらいの発生量が見込まれます。それに対して博覧会としてはこういう対策をとって、ここまで減らしますといった記述を期待したいです。それがまだ書けなくて、可能な限りとしか書けないのであれば、事後調査で全部実際どうだったかを報告してほしいと考えます。 [1/31 審査会]	—	
	4-6-3	割り箸や紙コップが、推計ではまだそのまま出てくることになっています。そもそもリユース食器を使って出さないようにするところがあまり書き足されていないと思うので、見解を聞きたいです。 [2/29 審査会]	全般の「素材が何であるかに関わらず、使い捨てのものはできるだけ減らすことを検討する」で1番目に謹い、意思表明はしていますが、紙コップを出さないようにと具体的に書いてはいないことは事実です。 [2/29 審査会]	説明済 [2/29 審査会]
	4-7-1	最初の「素材が何であるかに関わらず」のところで読むということで、是非努力をお願いしたいと思います。一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化・処分量の公表のところで、是非愛・地球博以上に細かく区分しながら統計もとつて、今後の博覧会のごみ排出にも生かしてもらいたいと思います。 [2/29 審査会]	—	
		仮設でも石膏ボードを使用し、それが廃棄物になるとありますが、石膏ボードはリサイクル率が低く、一般的に処分が困難です。本当に使わざるを得ないものですか。用途や必要性を聞きたいです。 [11/2 審査会後の送付意見]	—	補足資料 26 で説明済 [1/31 審査会]
	4-7-2	石膏ボードが必要であることは承知しました。 [1/31 審査会]	—	
		石膏ボードの使用に関する事業者の見解の内容を、工事中の環境保全措置に明記することを要望します。是非、評価書にも盛り込んでほしいです。 [1/31 審査会]	しっかり評価書には工夫して記載します。 [1/31 審査会]	補足資料 32 で説明済 [2/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-7-3	協会と出展者への要請を分けて記載するのは大変良いと思います。建築物の内部部材をどうするかは協会に意思決定権があって、出展者は中を使うのでしょうか。石膏ボードが協会の方にしか出てこなかつたので、教えてほしいと思います。 [2/29 審査会]	基本的には博覧会の建物についてはレンタル・リースで、博覧会協会監修のもとに、建物は造られます。ただし、出展者が独自で造る建物もありますので、そこまで明記されていません。 [2/29 審査会]	説明済 [2/29 審査会]
		石膏ボードは、出展者等が建物を建てる場合に協会と同様に配慮するようなことが一言あると、より明確かと思います。 [2/29 審査会]	—	
	4-8-1	可燃ごみが実は一番多く、それを横浜市の焼却工場で処分するとあります。準備書 p6.6-23 の表の可燃ごみの注釈で、「汚れた容器包装プラスチック等も含む」とあります。容器包装プラスチックは、事業者から発生する場合は産業廃棄物で、事業系一般廃棄物ではありません。横浜市の焼却施設に持っていくことは法令違反になります。廃棄物の処理の考え方が、どこか根本的に間違っているのではないかと思われるところです。ここは推計のし直しも必要ですし、容器包装プラスチックがどのくらい何に使われていると考えているかを精査した上で、いかに廃棄物を具体的に減らすかを、もう一度考えてほしいと思います。 [1/31 審査会]	申し訳ありません。誤記ですで、訂正したいと考えます。 愛・地球博の実績に注釈があり、それを持ってきましたが、量的なもの、あるいは横浜市の処理に合わせて整理する中では誤記です。整理したいと思います。 [1/31 審査会]	補足資料 32 で説明済 [2/29 審査会]
		愛・地球博の原単位は汚れた容器包装プラスチック類を入れて 126g/人・日でしたが、博覧会ではその分を削減し、ここまで減りますと言うのであれば理屈は立ちますが、これが誤記ということであれば、汚れた容器包装プラスチックはプラスチック類に入っているのでしょうか。 [1/31 審査会]	可燃ごみの中の汚れた容器包装プラスチックを、本来であれば特定してプラスチック類の方に入れるべきというは御指摘のとおりです。愛・地球博の資料にこの数値が区分されていないので、可燃ごみが過大になっているのと、実際の分別は横浜市のルールに従ってやっていくことにはなるかと思います。これ以上、これを分離してプラスチック類の方にすることは難しい状況です。 [1/31 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-8-1	<p>誤記だからといって安易に消すのはおかしくて、愛・地球博はこうで、このうちこのくらいが産業廃棄物だということを何らかの根拠、あるいは事業系一般廃棄物の一般的な混入率を入れるかは少し微妙ですが、本来予測のところからもう一度考えるというのが筋ではないかという感じがします。</p> <p>全体的に廃棄物はこれからで、頑張ることは頑張るという表現です。事後調査でアセスとしても報告書を作られると思いますので、事後調査できちんと報告をしてはいかがかと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>誤記という言葉を使いましたが、注釈の書き方も含めて調整して、次回以降示したいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	補足資料32で説明済 [2/29 審査会]
	4-8-2	<p>今の御指摘は重要ですので、それを踏まえて、評価書での記載内容も検討してもらい、またこの場で示すことが良いかと思います。誤記で単に削除するという話ではありません。誤記ではなく、愛・地球博では可燃ごみとしてカウントし、それをベースにしているということなので、どう算定をしたかをきちんと示してください。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>誤記という言葉を使いましたが、注釈の書き方も含めて調整して、次回以降示したいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	補足資料32で説明済 [2/29 審査会]
	4-8-3	<p>横浜市の事業系ごみのプラスチック類の混入率を基に、プラスチック類を抜いたものを可燃ごみとし、混ざるプラスチック類は産廃のプラスチック類に計上しています。この計算式から、一般来場者が間違って一緒に捨ててしまったものも徹底してプラスチック類は分けて、産業廃棄物として処理するということだと思われます。その点があまり明示されてないようですので、どのように徹底されるかを教えてほしいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p> <p>一般来場者はどうしても混ぜてしまうので、出展者さらには協会が責任を持って、最後にごみ処理施設に事業系一般廃棄物として出すときには、プラスチック類が全く入らないように頑張ることを確認したかったです。それもごみ分別の徹底で読むということであれば、承知しました。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>可燃ごみの分別の要請は、来場者・出展者等への要請等の1つ目に「食品ロスの削減やごみ分別の徹底」と書いています。</p> <p>[2/29 審査会]</p> <p>まずはごみを出さないように取り組むことが一番大事だと思っています。この場で絶対にプラスチック類は入りませんという約束は難しいですが、来場者や出展者等にも投げかけて、プラスチック類の混入がないように博覧会としてしっかりと取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	説明済 [2/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-8-4	来場者や出展者への要請はもちろん必要ですが、博覧会協会として、例えばごみの分別や食品ロス削減等の問題をとにかくとことんやりたいという姿勢を見せることが重要だと思います。御協力くださいのレベルではなく、是非とも一緒にやりましょうと呼びかけるくらいの姿勢を見せると、100%は無理としてもプラごみの混入はかなり抑えられるだろう思っています。是非そういう姿勢を表に出しつつ、関係者に呼びかけてほしいということを要望として言いたいと思います。 [2/29 審査会]	まだ着工前で開催は3年後ですが、御指摘は本当に大事なことだと思います。GREEN×EXPO にふさわしい取組ができるように、協会に持ち帰って、ごみの問題、自然との関係や生物多様性の問題ももちろんですが、そういった姿勢で臨んでいきたいと思います。 [2/29 審査会]	説明済 [2/29 審査会]
	5-1-1	スライドp88の予測結果は、二酸化窒素の環境保全目標と同じ値ですが、これは工事中で建設機械のフル稼働時の結果のはずで、やむを得ないと思います。 [11/2 審査会]	—	—
5 大気質	5-2-1	既存調査データを見ると、窒素酸化物の濃度がNOもNO ₂ も高い状況に見えます。NO _x 、NO ₂ 変換の予測を、市内の大気汚染常時監視測定局のデータから統計モデルを作って出したと書かれているので、NOがかなり高いところだと、この統計モデルの予測結果がずれる可能性があるので、確認してほしいです。おそらく結果への影響は非常に小さいと思いますが、念のため確認してください。 [11/2 審査会]	NO ₂ への換算式を使って検討する際に、このNO _x が高い現状を踏まえ、それが生じるかどうかの確認をしたいと考えています。 [11/2 審査会]	補足資料12で説明済 [1/10 審査会]
		NO _x ではなく、NOがNO ₂ に比べて高いというのは、発生源が近いことを意味します。NO _x 、NO ₂ 変換の統計モデルに影響する可能性があるので確認してほしいです。 [11/2 審査会]	確認した結果を次回以降、提示したいと思います。 [11/2 審査会]	—
		詳しい図と調査地点の道路端からの距離の表で、十分に状況は把握できました。NO _x 、NO ₂ 変換モデルに対する悪い影響のようなものは懸念する必要がないと理解できました。 [1/10 審査会]	—	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音	8-1-1	<p>関係車両の走行に伴う道路交通騒音の地点7で、令和2年の現地調査時点では環境基準を満たしていましたが、予測では5dB程度増加し、結果として環境基準を満たせなくなります。環状4号線の混雑緩和で、地点7の方に車両を誘導することがあると、さらに騒音の環境が悪化する懸念があるかと思います。そこが少し気になっていて、見解をほしいと思いました。先ほどの説明で、次回以降に検証して提示されるという話でしたので、そこでまとめられればと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>次回バックグラウンドを現況調査に入れ替えて試算したものを見せますので、そこで詳しく説明したいと思います。</p> <p>今後横浜市の道路事業によって、地点7に繋がる道路の交通網が広がります。博覧会でも車の来場者がいらっしゃいますが、その前の段階でかなり交通量が増えます。また地点5の道路は、区画事業で道路拡幅整備を行います。博覧会の開催前に状況はかなり変わって、交通量が増えてバックグラウンドもかなり大きな音が出る状況になります。試算では、その段階で既に騒音レベルは上がっていて、それに対してどう低減するかという視点で予測評価を行う場所になることを理解いただければと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	補足資料19で説明済 [1/31 審査会]
		現況交通量を用いた予測結果で、地点6は微増、地点7は少し増え方が大きいという状況が確認できました。	—	
	8-1-2	<p>地点7が気になっていて、大型車は倍以上に増えています。バスの増便などで、環状4号線ではなく瀬谷地内線の方を増やさざるを得ないのか、一方で小型車はあまり増えないですが、その辺りの南側から来る交通の配分の考え方を教えてほしいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>地点7で大型車が多いのは、三ツ境駅からのシャトルバスだと思います。</p> <p>配分の詳細は、確認しないと分からぬところです。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
		小型車はそれほど増えていないことや想定がこのとおりいくかは、他の要因も絡んでくるかとは思いますので、今後も注意して見ていくたいと思います。	—	
	8-2-1	<p>施設の供用に伴う騒音で、3点の音源を設定し、予測地点を南側の住宅団地に2点設定していますが、結果的に大規模な催事を行う場合には環境基準を超える予測結果が出てきます。南側住宅団地の隣接地は音源1と3に限定されますか。音源1と3はステージなど、何かが設けられている絵ではないので、音源1、3以外にも南側の住宅団地により近い所で催事の電気音響施設が使われる可能性があるなどの想定を教えてほしいと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>音源の想定は、計画がこれから深度化する中で多少変わらかもしれません、音が出るものについてはこの場所での行催事を考えていました。</p> <p>博覧会自体は花と緑を楽しむことがメインで、大音量で常日頃から行われるものは考えていない前提ですが、開会式やスペシャルデーの時にはそれなりの大きな音が出来てしまう時もあるだろうということで、通常の行催事と特別に数回行われる開会や閉幕等の評価は別に設けています。数回ですので、その時は周辺の方に事前に示して、理解いただいた上で開催するということで記載しています。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	説明済 [12/6 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音	8-2-1	音源1、2、3は、仮設ステージみたいなものを催事の時に組んでというイメージを持っていればいいですか。 [12/6 審査会]	会場の設えは、深度化によって変わってきますが、博覧会は半年間の開催ですので、半年経ったらステージも含めて、建物の多くは全て撤去します。今、どちらかというと広場のようなイメージで書いてありますが、催事の内容によってはステージみたいなものを組むかもしれませんが、現時点で示せるのは、音源の場所と距離、開催する頻度や内容です。 [12/6 審査会]	説明済 [12/6 審査会]
9 振動		分かりました。 [12/6 審査会]	—	
17 地域社会	17-1-1	開催中の交通の予測方法で、準備書p6.7-69や資料編p資1.8-46を見ると、転換率式併用QV分割配分手法を探られたと理解しましたが、方法書審議の段階で出ていない方法だと思います。これを使う理由と、これを使って準備書で予測をしていいかを聞きたいです。 [11/2 審査会]	様々な交通の予測シミュレーションがある中で、博覧会にはかなり広域から来られますので、それに適したこの手法を選んでいます。一方で、出入口や直近の部分のところは、別途、渋滞長などシミュレーションして、数字を算出しています。 [11/2 審査会]	補足資料1で説明済 [12/6 審査会]
	17-1-2	方法書審議の段階から変わったのはなぜですか。アセスのプロセスにも関わる内容かと思いますので、しっかり説明してほしいです。 [11/2 審査会]	整理して、次回以降に答えさせていただきます。 [11/2 審査会]	補足資料18で追加説明済 [1/31 審査会]
	17-1-1	予測手法の変更について、ネットワークや交差点の構造がいくつか大きく変化するからという理由については理解しました。方法書から方法を変更したことを認めるかについては、審査会全体の判断に従いたいと思います。 [12/6 審査会]	—	
	17-1-2	準備書の手法と別に、方法書の手法で予測をした結果を示してもらい、計算上、処理は可能だということを確認して理解しました。地点2と地点4で交通容量比が1を超えていましたが、信号の調整で1未満に収まることも了解しました。 [1/31 審査会]	—	
	17-1-2	用いた方法が転換率式併用QV分割配分手法で、分割配分手法はこれまで広く使われてきたのですが、分割の仕方によって結果が異なる可能性があるという欠点もあります。現在では、主に均衡配分という手法が用いられていますが、これを用いなかったのはどうしてかを聞きたいと思います。 [12/6 審査会]	もう一度整理し、次回以降にお答えしたいと思います。なぜ均衡配分にしなかったかという理由を整理したいと思います。 [12/6 審査会]	補足資料13で説明済 [1/10 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-1-2	関係機関との協議という説明ですと、均衡配分を使わなかった理由としてはよく分からないです。 [1/10 審査会]	事業化にあたって、国土交通省等の関係省庁、自治体の道路管理者とずっと協議をしてきたところです。また、博覧会周辺の関連事業についても過年度から協議、調整してきた経緯もあります。その計画との整合、一貫性を担保するために、従来から実施している分割方式を今回採用し、進めているところです。 [1/10 審査会]	補足資料 13 で説明済 [1/10 審査会]
	17-1-3	【指摘事項等一覧での指摘等】 方法書の審議段階から違う手法を探ることについて、これを認めるか、審査会全体の意見を聞ければというところです。 [12/19 審査会]	—	—
	17-1-4	【指摘事項等一覧での指摘等】 方法が変わったことで、内容的に当初の想定から大きく変わることや、方法自体の妥当性に問題があれば、方法書の段階をある意味ないがしろにすることになりかねないで問題かと思います。 変更後の方法の妥当性が確認できれば、このまま手続を進めていくことでいかがかと思います。 [12/19 審査会]	—	—
	17-1-5	【指摘事項等一覧での指摘等】 方法が違うことによって、環境への影響の予測、評価がだいぶ違うのか、それとも評価する上では適当な方法なのか、どう考えたらいいでしょうか。 [12/19 審査会]	—	—
		状況が変わったので、新しい方法の方が実際の状況に即した予測ができるかと思います。 [12/19 審査会]	—	—
		そうであれば異論ありません。 [12/19 審査会]	—	—
	17-1-6	【指摘事項等一覧での指摘等】 指摘事項 17-1-1 の方法書段階から変わったのはなぜかについては説明を受け、妥当性を確認したので、このまま手続を進めていくことにしたいと思います。 [12/19 審査会]	【指摘事項等一覧で事務局から確認】 準備書での手法ではなく、現況の交通量にプラスして予測する方法でも行うという補足説明がありました。その結果に関しては、次回以降に説明するという整理になっています。指摘事項 17-1-2 の質問も含めて、説明されることになります。 [12/19 審査会]	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-1-7	<p>分割配分は分割の仕方によって出てくる結果が変わり得るので、どのように分割をしたかを図書に示して、今後第三者が検証できるように情報を記載することが必要ではないかと思います。</p> <p>[1/10 審査会]</p> <p>分割配分の分割内容は了解しました。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>分割方法などを明記し、将来的に検証できるような形にしたいと思います。通常5回の分割ですが、今回は10回でやり、内容の検証もしています。可能な範囲で記載したいと思います。</p> <p>[1/10 審査会]</p> <p>—</p>	補足資料20で説明済 [1/31 審査会]
	17-2-1	<p>パークアンドライド駐車場で、今回横浜青葉 IC 付近の場所を一つ示し、予測したことはよかったです。その他の場所についても、やはり示してほしいので、決まり次第アセスの場で説明してほしいと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	—	補足資料2で説明済 [12/6 審査会]
	17-2-2	<p>パークアンドライド駐車場は、事後調査は当然必要だと思いますが、計画が未定なまま、環境アセスの審査を終了すると、本当に適正な審査の手続と言えるのかが私は疑問に感じます。やはり計画を示してもらい、それを審査することがアセスかと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>できるものに関しては示したいと考えていますが、まだ開催まで時間があり、土地についても相手方と調整を進めているところです。契約や協定等ができない段階で、全ての場所を示すことが非常に難しいという状況です。開催中の駐車場は、予約制の導入も考えていますので、例えば半年前や1年前の段階でしっかり見せられると思いますが、この審査会の審査時点で全てというのはなかなか難しいと考えています。事後調査というやり方が、一つ確実に示せますので、提案しているところで</p> <p>[12/6 審査会]</p>	補足資料22で説明済 [1/31 審査会]
	17-2-3	<p>事後調査を行って影響が大きいという結果が出た場合、どう対応するか聞きたいと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>事後調査で課題が出た場合は、博覧会の会期は半年間なので、その結果を踏まえて改善をしていきたいと考えています。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	説明済 [12/6 審査会]
	17-2-4	<p>事後調査で良しとするかについては、他の委員の御意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	—	—
	17-2-5	<p>【審議での指摘事項等】 出せないものをいくら言ってもなかなか出せないというのはあります。懸念されるのは、パークアンドライドでこの台数を確保すると宣言しているのにその計画が出せないのは、確保できないのではないかと懸念されます。確実に確保できなければ、ここで宣言したことと矛盾することになるので、そういうことはきちんと厳しく指摘した方がいいかと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	—	補足資料22で説明済 [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-6	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>以前に駐車場の配置でゾーニングが必要という話もありましたが、結局可能な限り条件を狭めていくことを徹底するしかないと思います。例えばここにはできない、可能性のあるところはこの辺りなどの検討です。最終的にきっちり決めないと出せないことは、計画側の立場では分かるところはありますが、そのプロセスでやはり大きな考え方から徐々に狭めていって、ここにするという決め方をしているはずで、その部分を可能な限り提示してもらいたい、それに対してこういう配慮すべきという、やり取りの中で考えていく部分も必要ではないかと思います。全然出せないではなく、なるべく具体的に今出せる考え方を少しでも出してもらうことを求める形ではないかと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	—	補足資料 22 で説明済 [1/31 審査会]
	17-2-7	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>審議を踏まえますと、情報として新たなものを現時点で出せないから事後調査で対応することそのまま受け入れるのではなく、地権者との関係もあるのでピンポイントは難しいにせよ、大体このあたりで何台といった情報で、できるものができる段階でしっかりと出していってもらう方向で事業者に対応を求めるということで、事務局から伝えてください。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	—	補足資料 22 で説明済 [1/31 審査会]
	17-2-8	<p>パークアンドライド駐車場の場所が特定されれば、順次、情報を提示してほしいと思います。</p> <p>審査会で議論した考え方沿って、全体的な考え方を示してもらったと理解しました。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>今後場所が決まったものは示したいと思いますが、今協議中で、出せる範囲になってしまうかと思います。場所が決まったものについては、協会独自として示し、公開してかなければならないと思っています。説明会をするとか、周辺が混むか、既存の駐車場を使うかも含めてお示ししていかないといけないことですので、環境影響評価とは別に、そういった動きをすることをこの場で約束したいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	補足資料 35 で説明済 [3/15 審査会]
	17-2-9	<p>大分イメージできました。利用する駐車場は、例えば商業地や大規模な公園等では駐車場の台数が結構あるかと思いますが、どのような施設のイメージでしょうか。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>既存の駐車場を借りることも考え方の一つです。それから公有地や民有地を借りられれば、そういった土地で、もちろん切り盛り、造成、開発行為になるようなことはやらない方向で考えているところです。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-9	<p>新たに駐車場を整備できる土地を確保する場合は、確保した台数がそのまま博覧会に使用できると思いますが、既設駐車場を利用する場合は、通常の営業の中で駐車場が使われていて、余裕がある分しか博覧会に使えないと思います。確保する4,000台が、協力してくれる駐車場の合計台数とすると、実際に利用できる台数はそれよりも少なくなります。既設駐車場を利用する場合に博覧会のみでの余裕量で確保できるかを聞きたいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>博覧会で確保して、その分を積み上げて4,000台になるようにしていきたいと考えています。</p> <p>パークアンドライド駐車場についても、予約制度を導入して、来場者への対応をしていきたいと考えているところです。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
		<p>分かりました。予定の台数が確実に確保できそうだということで安心しました。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	
17 地域社会	17-2-10	<p>パークアンド駐車場は、シャトルバスの運行計画にも密接に連動しています。どのエリアにどのくらいシャトルバスを確保しなければいけないのか、シャトルバスが待機するスペースも必要になりますし、それによる交通影響も考えなければいけなくなるので、駐車場の台数をどこにどのくらい確保するという話だけではなくて、そこから会場への運行計画も含めて、全体をしっかりと押さえないといけないと思います。その辺りをどう考えていますか。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>今回、どこの場所にどういう駐車場を配置するのが適正なのかという観点で整理して、来場者が北側から9割、南側から1割という推計を考えている中で、西や東、北東、北西ゾーンは幹線道路や高速道路を使うと北側からのアクセスがしやすい配置になっています。このゾーンの中で必要な台数を確保していくことを目指しています。</p> <p>駐車場は、シャトルバスの発着が可能な取り付け道路があり、Uターンができ、周辺の交通に影響がないような場所を考え、そこが難しいところはそういった土地を借りることも考えながら、調整を進めている状況です。</p> <p>駐車場は、会場とのアクセスも考え、基本的には幹線道路沿いに近いところで調整を考えています。今は各エリアで、駐車台数が最大1,000台、大体30~40人がシャトルバスに乗ることを考えると、シャトルバスは20~30台のイメージで考えています。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
		<p>大分クリアになってきたかと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	
	17-2-11	<p>パークアンドライドで、シャトルバスの運行の台数や頻度等はまだ設定されてないと思いますが、ここで議論している交通量などに反映されていますか。また反映されてない場合、実際にパークアンドライド駐車場の場所が決まり、シャトルバスの運行も決まる中で、議論してきた数字がどんどん変わっていくものですか。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>パークアンドライドのシャトルバスの台数は、現在の推計に反映されている状況です。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-12	<p>パークアンドライド駐車場の場所が決まり、シャトルバスの運行が決まっていく中で、その周辺の交通渋滞などが出てくると思うので、それを議論する場がこの先あるかを聞きたいです。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>パークアンドライド駐車場の全体が決まらない可能性があるので、事後調査でシャトルバスの運行も含めて調査を行います。そこで示す形になると考えています。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
		<p>事業者に全て任せ、事後調査で本当にいいかが疑問です。パークアンドライド駐車場の場所についての詳細が決まっていない段階で、想定したものと数値で出しているということですが、想定が適切かどうか疑問もあります。議論せずに、事後調査での報告でいいかについては、委員の方の御意見をほしいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	
	17-2-13	<p>これまでいいとはならないのかかもしれません、先ほどパークアンドライド駐車場の各エリアで想定されるシャトルバスの台数が 20～30 台という回答でした。準備書で算定しているシャトルバスについて、鉄道駅から会場までの輸送を担うシャトルバスとパークアンドライド駐車場から会場までの輸送を担うシャトルバスの台数は、それぞれどのくらいを想定して、全体で何台かという前提を確認させてください。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>駅シャトルバスは約 2,600 台、パークアンドライドシャトルバスは約 600 台を推計や交差点解析の中に入れて、検討しているところです。この台数は往復ですので、片道だと半分の台数ですが、往復の台数をきちんと見込んで解析しています。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	説明済 [1/31 審査会]
17-2-14	17-2-14	<p>【審議での指摘事項等】 パークアンドライド駐車場の件は、この後審議する機会があるということでおいいですか。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>【審議で事務局が回答】 場所が順次明らかになったものがあったら、必要に応じて事業者が話をするという説明内容かと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	
		<p>実際に確定しなかったものについては事業者に任せ、特に審議をする機会はないという理解でいいですか。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>事業者からの説明では、事後調査でパークアンドライド駐車場については報告するとありますが、事後調査結果については審査会の方にはお話ししないことになりますので、機会は設けられない形になります。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—
			<p>審査会としては、それを了承するということでいいのでしょうか。審査会の考え方として、それで仕方ないという話でいいか確認したいです。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-15	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>審査会としては、できるだけ具体的な数字や場所も含めて出してほしいということは、再三言っているところです。ただ相手もあるということで、なかなか現時点では出せないのであれば、ある意味致し方ないということにはなろうかと思われます。現段階での出せる情報を踏まえて、しっかりと環境保全措置を講じていただく旨を指摘すると、事後調査でしっかりと情報を出してくださいと言うということになります。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	—
	17-2-16	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>事業者の回答で、例えばパークアンドライド駐車場に関するシャトルバスは600台という数字で、それは会議録にも残ったはずです。それは既に予測評価に使った交通量のデータには含まれているという話でした。</p> <p>そこは数字が明確になったと理解していく、パークアンドライド駐車場の設置に伴う環境影響の程度は、例えば大気や騒音の予測値にも反映されているという説明でした。</p> <p>さらに問題があれば、この審査会で発言されてももちろんいいと思いますし、まだ審議できることだと理解しています。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	—
	17-2-17	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>継続審議ですので、この案件でさらにパークアンドライド駐車場に関連して確認されたいことがあります、次回以降も御発言いただいて、必要な情報があれば事業者にそれを要請するということでいいかと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	—	—
	17-2-18	<p>パークアンドライド駐車場で、新たに相模大野駅付近を示してもらいありがとうございます。こちらも周辺道路の予測評価をするのでしょうか。シャトルバスで会場に向かうので、そのシャトルバスの発着場所や待機場所等もあわせて考えることが必要かと思います。横浜青葉センターインターの近くと比べて、駅のすぐ近くで、現状でもおそらく交通量や人通りも多いところかと思いますので、その検討をきちんとする必要性がより高いと思います。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<p>今回は既存駐車場ですので、主要な交差点の混雑状況等は示していません。新たにこれから駐車場候補地とする場所に関しては、予測評価を行った上で説明会等を行って、その内容についても公表していくことは保全措置に書いています。相模大野立体駐車場は現況でも1階部分がバスターミナルですので、待機場所も十分にあります。ここをお借りする際には所有者とよく調整して、待機場所を確保していきたいと思います。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<u>補足資料42で説明済</u> <u>[4/22 審査会]</u>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-18	パークアンドライド駐車場は既設駐車場ですが、パークアンドライド利用者はそこに新たに加わる交通量になるので、その分の評価が必要ではないかと思います。 [3/15 審査会]	この駐車場自体は1,000台以上の駐車を前提に造られていて、ここに収められる車の範疇でパークアンドライドに使いますので、現況の利用の範疇と考えているところです。 [3/15 審査会]	補足資料42で説明済 [4/22 審査会]
		議論のあるところかとは思います。少なくとも現状で周辺の道路で渋滞等が発生していないかはチェックが必要かと思います。 [3/15 審査会]	現況につきましては、きちんと把握して影響を検討していきたいと考えています。 [3/15 審査会]	
	17-2-19	パークアンドライドは計画地の交通渋滞をなくす目的で、比較的駐車場が空いているところ等に設定すると理解していました。今回は相模大野駅で、更なる交通混雑をきたさないかを聞きたいです。 [3/15 審査会]	新たに追加で駐車場を造るではなく、現在使われている駐車場の一部を博覧会としても使うというところで設定しています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-2-20	今後選定していく場所は、今回の相模大野駅のように鉄道駅に比較的近いところや交通混雑がさらに引き起こされるような場所か、それとも郊外で比較的駐車場が確保されている場所を想定しているかを聞きたいと思います。 [3/15 審査会]	駅周辺だけでなく、鉄道駅から離れているところもありますので、場所につきましては影響等もきちんと見ていきたいと考えています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
		既存駐車場の有効利用は非常に良いと思いますが、その場合は現状どのくらい利用されていて、博覧会にどのくらい追加で利用できるかを考える必要があると思います。 [3/15 審査会]	—	
	17-2-21	駅周辺は交通混雑や比較的料金が高く、時間経過で料金を取られることを考えると、積極的に利用しないのではという懸念があります。パークアンドライド駐車場にどのように振り分けるのかを教えてください。 [3/15 審査会]	これから駐車場の運営方法等は決めていきますが、基本的に会場周辺よりも料金は安く定額にするなど、パークアンドライドを使うメリットを出していかないと振り分けられないと思っています。今後、利用促進も考えながら、具体的な運用を検討していきたいと考えています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-2-22	予約制が部分的な導入に留まる場合、交通渋滞等の問題が生じる可能性は残されます。予約制の導入がパークアンドライドを目的とした車両全数に対して行われるかを御回答ください。 [4/22 審査会]	パークアンドライド駐車場は全て予約制をとります。文章が分かれづらかったのだと思いますので、評価書では全数がパークアンドライドの予約制だと記載したいと思います。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
		予約制の場合でも個々のパークアンドライド駐車場の台数によっては、その周辺の交通渋滞等に影響を及ぼすと思いますので、その考え方を確認した方が良いと考えます。 [4/22 審査会]	駐車場周辺の交通状況を鑑み、利用する駐車場スペースの空き状況等を考えながら、また一方で周りに影響がないようなところには台数を増やす方向で全体を調整しながら、個々のパークアンドライド駐車場台数を決めていきたいと考えています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-24	既存駐車場の一部をパークアンドライド用に囲って、そこを予約制で使うという事例はありますか。 [4/22 審査会]	事例は確認できていませんが、駐車場の運営会社等とも調整をして、そのような形で対応できるということで、詳細はこれから検討していきたいと思っています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
		予約をどう処理するか、日頃使っている車が入らないようにどうするかなど、調整がかなり難しいかと思います。事例があれば安心だと思いましたが、これから検討ということで了解しました。 [4/22 審査会]	—	
	17-2-25	直近の相模大野交差点では、ピーク時の交差点需要率は限界需要率を下回ると確認しているとのことです。ですが、パークアンドライドの来場車両 131 台を加味しても限界需要率を下回るかを質問したいです。 [4/22 審査会]	この交差点需要率に関しては、他の民間事業者が行った環境影響評価書の内容を確認したものです。この開発自体は令和 7 年完了ということで、事業者の調査時点と将来の予測時点を確認しています。両方とも限界需要率の 6 割強と確認しています。またデータも添付されていますので、来場車両を加味した場合の試算をして、交差点需要率は大体限界需要率の 7 割強で収まることを確認しています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
		理解しました。 [4/22 審査会]	—	
	17-2-26	国道 16 号と県道 51 号が交差する谷口陸橋下交差点は主要渋滞箇所ではないですが、国道 16 号のこの付近は主要渋滞区間として指定されています。周辺は慢性的に混雑する区間ですので、状況を注視し、問題が発生したときには対応してもらうことが必要かと思います。 [4/22 審査会]	周辺道路の状況も見ながら、博覧会の交通が原因で課題等が発生した場合は、必要な対策等を検討していきたいと考えています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
	17-2-27	環境保全上の配慮が特に必要な施設として何を想定して、確認したかを確認したいです。 [4/22 審査会]	環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項を参考に、学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点と記載されているので、学校、病院、あとは住居専用地域がます重要かというところです。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-28	<p>場所の選定にあたっては住居専用地域を除外しますとありますが、そこを除外したからといって、今回の相模大野駅のように商業地域に近接して住居系の地域がある場合もありますので、それで大丈夫かが心配になりました。住居専用地域さえ除外すればそれで大丈夫かについて、考えを聞きたいです。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	<p>相模大野立体駐車場は第一種中高層住居専用地域に隣接していますが、実際は相模大野中央公園という大規模な公園に隣接する状況です。近隣商業地域のところは相模大野駅北口自転車駐車場という建物があり、それで隔てられる形で準住居地域がある状況です。ただ現在の表現は良くないので、商業地域であるという事実関係を書いた上で、実際にこの場所にそういった施設がないという表現に評価書では修正したいと思います。それから住居専用地域には選定しないと示していますが、病院や学校等、周辺の状況も確認しながら、影響のないような場所を選定していきたいと考えています。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	説明済 [4/22 審査会]
		<p>状況をしっかり今後確認した上でというところを強調してもらえればと思います。評価書では誤解のない表現をお願いします。</p> <p>[4/22 審査会]</p>	—	
17 地域社会	17-3-1	<p>開催中の交差点で、地点 12 が限界需要率を超えてます。東からの流入の車両による右折で交通容量比が 1.0 を超えていて、資料編などを見ると、滞留長が 348m とあります。この滞留長は、おそらく駐車場の出入口を超えてしまうと思われます。さらに、計算内容を見ると、右折する車と同時に横断歩道は青ですが、歩行者の影響を考慮されていないようなので、考慮すると更に影響は大きくなるかと思います。どういった検討内容や評価をしているかを説明してほしいと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	—	補足資料 3 で説明済 [12/6 審査会]
		<p>予測し直した滞留長が約 350m で、準備書資料編の数値と変わっていませんが、どうして変わらないか教えてください。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>内容をもう一度確認させていただいて、次回以降に報告したいと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	補足資料 15 で説明済 [1/10 審査会]
	17-3-2	<p>滞留長の計算は交通容量比が 1.0 を超えないことが前提なので、超えている状態では誤解を招きかねないかとは思いました。計算の内容については了解しました。</p> <p>[1/10 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-3-3	<p>地点 12 の滞留を緩和するため、ピーク時の運用として地点 10 からの退出も考えるということで、地点 10 と地点 2 がその経路上にありますので、改めて予測評価を行う必要があるかと思います。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	<p>地点 10 からの退出による影響に関しての予測評価については整理して、次回以降にどういった負荷がかかるか、どういった条件であれば対応可能か、どういう状況になっていくかを示したいと思います。</p> <p>ただ地点 12 の横断歩道は、横断する人は極めて少ないのでないかと考えていますので、どう考えていくかも次回以降に示したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[12/6 審査会]</p>	補足資料 14 で説明済 [1/10 審査会]
	17-3-4	<p>200 台を迂回させた予測結果で、改善することは分かりました。地点 10 と地点 2 について、交通容量比は示されていますが、交差点需要率も教えてほしいと思います。</p> <p>地点 12 は、依然として交通容量比が 1.0 を超えていますので、処理ができないと思います。どういう考え方かを聞きたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[1/10 審査会]</p>	<p>次回以降に、地点 10、地点 2 の交差点需要率も整理したものを持続したいと考えています。</p> <p>今回は試みで、これから交通管理者や道路管理者等と協議していくなければいけないので確定できないですが、地点 10、地点 2 の交通容量比を考えて 200 台と設定し、効果を検証しました。</p> <p style="text-align: right;">[1/10 審査会]</p>	補足資料 21 で説明済 [1/31 審査会]
		<p>交通容量比が 1.0 を超えているところと、交差点の需要率で 0.971 や 0.858 という数字があります。0.858 は辛うじて大丈夫かもしれないですが、0.971 では多分限界需要率を超えてしまうので、超えてしまう場合はどのように処理するかを、交通管理者との協議等もあってまだ確定はしていないとは思いますが、検討してほしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[1/10 審査会]</p>	<p>需要率を出す際に改めて説明したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[1/10 審査会]</p>	
	17-3-5	<p>地点 10、地点 2 についての内容は了解しました。</p> <p style="text-align: right;">[1/31 審査会]</p>	—	説明済 [1/10 審査会]
		<p>地点 12 を通る車両 1,394 台のうちの 200 台だけこちらを通ってくださいという誘導がどのようにしたらできるかも考えてもらう必要はあるかと思います。</p> <p style="text-align: right;">[1/10 審査会]</p>	<p>駐車場の出入口に誘導員をつけて、こういうルートで暫定的にこの時間帯だけ回しますと周知するなど、混乱のないように誘導していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">[1/10 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-3-6	<p>計算結果で、より現実的だと思われる計算④では、退場待ちの車両長が 1,794m です。これを区域内道路と駐車場で収容して滞留させることですが、現実的に処理が可能かについて考え方を聞きたいと思います。</p> <p>[1/10 審査会]</p>	<p>現実的な対応として、ピーク時間帯を事前に来場者に周知し、集中しないようにオペレーションを考えていきたいと思います。会場の運営やイベントで、どの時間に何があるかで来場者は退場する時間を考えると、それと連動した周知を考えたいと思います。駐車場での滞留が想定されることは、事前に来場者へアナウンスして、駐車場で誘導員等を活用しながらチラシを配ることも一つですが、御不便をかけないようにしたいと考えています。</p> <p>計算④については、一番混む時間に地点 12 の北側の横断歩道を渡る方は少ないかとは思っていますので、もう少し歩行者の影響は少ないのではないかという考え方持っています。</p> <p>[1/10 審査会]</p>	説明済 [1/10 審査会]
	17-4-1	<p>地点 11 は、信号がないバスターミナル出入口だと思います。無信号交差点の予測方法を用いていると思いますが、計算過程が確認できなかったので示してほしいです。また、パラメータが乗用車のものではないかと思います。大型車のバスが使う無信号交差点なので、大型車が本線の車両の間を縫って流入することが必要ですが、大型車はすばやく動けないので、乗用車よりも時間が余分にかかります。それをきちんと反映した上で、評価する必要があるかと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	—	補足資料 4 で説明済 [12/6 審査会]
	17-4-2	<p>地点 11 のバスターミナルから環状 4 号線に出入りする部分で、横断歩道が設置されるか教えてください。横断歩道が設置される場合、横断歩行者の影響を考慮した容量の評価をする必要があるかと思います。ここは会場の出入口にも非常に近く、バスに乗る人や近くの駐車場に向かう人の横断が想定されるので、影響は結構大きいかと思います。もし横断歩道が設置されなければ、横断防止柵等の対応も必要かと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p> <p>環状 4 号線からバスターミナルへの進入で、大きな滞留は発生しないと想定していますが、横断歩道がある場合は歩行者によって左折車が止められるので、この影響を考慮すべきか思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>地点 11 は、区画事業でこれから整備する交差点ですので、交差点の横断の仕方は交通管理者との調整があり、今後の動きになってくると思っています。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	補足資料 17 で説明済 [1/10 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-4-2	地点 11 は、横断歩道が南北方向にはあると思われますので、横断者がいるとき数字どおりにバスが出入りできない可能性もあります。例えば誘導員を配置して、歩行者に一時的に止まってもらう等も併せて検討する必要があるかと思います。 [1/10 審査会]	誘導員を入れて、歩行者が通る場合にはそういった対応を考えいかなければいけないと思っています。また、交通計画を交通管理者や道路管理者とも協議し、人の制御の仕方はどれが適正か、どういうやり方がいいかを調整しながら、考えていきたいと思っています。 [1/10 審査会]	補足資料 17 で説明済 [1/10 審査会]
	17-4-3	大型車の乗用車換算係数 2.0 は、直進する交通流の中の大型車の影響で使われる数字なので、大型車が右左折する場合は、乗用車のように素早く曲がれないのでもっと影響は大きいと思います。これに関して、ガイドライン等に数値が示されていないので、実測を行って設定する必要があるかと思います。バスの左折が多い交差点で実測すれば、乗用車に対してどのくらいバスが時間がかかるのかは求められると思いますので、そうした検討をすべきかと思います。 [12/6 審査会]	今回 2.0 という数字を使いましたが、実測ということは再調査などをして、どの数字が正しいかを検証すべきという指摘なのか確認したいと思います。 [12/6 審査会]	補足資料 16 で説明済 [1/10 審査会]
	17-4-3	再調査ではなく、乗用車換算係数 2.0 が妥当かどうか、例えば駅の近く等のバスが左折する交差点で、乗用車の曲がり方に比べて大型車の曲がり方がどのくらい時間が余分にかかるか観測します。それに基づけば、乗用車換算係数を設定できるかと思います。調査を 1、2箇所すれば良いかと思います。 [12/6 審査会]	2.0 が妥当であるかの調査は、何ができるかをもう一度検証して、なかなか確立したやり方がない中で創意工夫しなければいけない部分ですが、整理をして、次回以降に提示できればと考えています。 [12/6 審査会]	—
	17-4-4	実測をありがとうございました。前回は大型車の乗用車換算係数が 2.0 でしたが、実測に基づいて 2.24 という数字で予測をやり直したので、より信頼性のある結果が得られたかと思います。その結果、処理は可能でしたので、これでよろしいかと思います。 [1/10 審査会]	—	—
		地点 11 から地点 12 までは十分な距離があると書かれていますが、途中に上瀬谷小学校東側交差点もありますので、それでも大丈夫か確認する必要があるかと思います。あとは片側 2 車線になるので、片側車線でも処理できると書かれていますが、具体的な数値で示してほしいと思います。 [12/6 審査会]	片側車線にバスが滞留したところだと思いますが、そういった計算の仕方も確立したものが無いと認識していて、こういう計算式がといったものをサジェスチョンいただければ、今後の検討に是非役立てたいと考えています。 [12/6 審査会]	補足資料 17 で説明済 [1/10 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-4-4	片側に車両が滞留した場合に処理できるかという点は、単純に片側2車線の道路が1車線になったとしても直進通過車両が処理できるかを確認すれば良いかとは思います。 [12/6 審査会]	2車線から1車線に変わることによる影響も、整理して示したいと考えています。 [12/6 審査会]	補足資料17で説明済 [1/10 審査会]
		計算により、1車線でも処理が可能ということですので、よろしいかと思います。 [1/10 審査会]	—	
17 地域社会	17-5-1	駐車場に関して、各出入口のピーク時の流入台数は、出入口1は714台/時、出入口2は577台/時です。一方、出入口1、2とも8秒に1台、車が入れる設定で計算されていますが、これでは1時間に450台しか入れないので、例えば出入口1ですと260台分足りないことになります。1時間経つと260台がまだ入れないはずですが、出入口1の滞留長69mと計算が合わないので、多分、予測のやり方を誤っていると思います。参照された指針に滞留長の計算方法が書いてありますが、その前提として「各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である」とあります。450台を下回る台数になった上で、滞留長を計算するのが正しいかと思います。修正する必要があるかと思います。 [11/2 審査会]	—	補足資料5で説明済 [12/6 審査会]
	17-6-1	シャトルバスは、4駅以外に空港等からの直行バスが検討されているようです。それらの台数がどのくらいかと、周辺道路の評価、交差点の評価等に考慮する必要があると思いますので、考慮されているかを明確にする必要があるかと思います。 [11/2 審査会]	—	補足資料6で説明済 [12/6 審査会]
	内容を承知しました。 [12/6 審査会]	—		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	17-7-1	<p>各駅のシャトルバスの発着については未定で、概念だけ示していますが、本当に発着できるかという検討は、少し先かもしれません、審議の中で示す必要があるかと思います。例えば、十日市場駅では延べ900台/日で、出発と到着で900台と考えると、450台出発することになります。大店立地の指針で示されている典型的なピーク率は14.4%で、計算すると62、3台/時になりますが、本当に1時間に60台、1分に1台が発着できるバース数や乗り降りの方法が確保できるか、その辺りも各駅で予測評価する必要があるかと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	—	補足資料36で説明済 [3/15 審査会]
17 地域社会	17-7-2	<p>指摘事項(17-7-1)のシャトルバスの各駅の影響で、敷地と周辺道路の評価になりますが、4つの駅からのシャトルバスが非常に多く、それが駐車場の必要台数の計算等にも大きく影響しますので、シャトルバスがきちんと運行できるかは非常に重要な問題だと考えています。かなり高頻度でシャトルバスを出すので、本当に成り立つかが極めて心配です。特に瀬谷駅、三ツ境駅の辺りは道路等も厳しいので、きちんと成り立つかが確認できないと、そもそもその駐車場必要台数にも疑念が発生してしまいます。先の話とは言わず、今、できることを確証をもって示してもらわないと、評価としては問題が出てくるかと思います。非常に重要であると指摘しておきたいと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>整理に時間をいただきたいと思います。しっかりと安心してもらえるようなシャトルバスの運行や駅周辺の状況を示す必要があると認識しています。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	補足資料36で説明済 [3/15 審査会]
		—	<p>【審議で事務局から確認】</p> <p>指摘事項の趣旨は、駅での人の滞留がどうなるかしっかりと数字的な部分を出してくださいということですが、発言の趣旨は周辺の道路状況がどうかということですか。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	
		<p>【審議での御指摘等】</p> <p>指摘事項の趣旨は資料でしか把握できず、あまり理解できなかったところがあります。私としては、周辺の道路状況、それからバスのバスとの関係できちんと成り立ちうるかを気にしているというものです。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-7-3	準備書意見見解書 p2-31 で「シャトルバス発着駅におけるバス乗り場や待機場所の想定及び、滞留人数の予測については、環境影響評価書に記載します。」とあります。評価書での記載は必要ですが、この審査会の場に、補足資料として出せる段階で出していただきたいと考えています。 [2/16 審査会]	シャトルバスの発着のところは、まだ審査会の場に示せていません。審査会の場で説明し、そこでの御意見をしっかり反映させた評価書を出したいという意味で書いています。 [2/16 審査会]	説明済 [2/16 審査会]
	17-7-4	駅でのバース設定で、三ツ境駅以外の 3 駅は現状バスが使っている場所を会場輸送用に使うことになるかと思いますが、現状の路線バスなどは移動できるかを確認したいです。 [3/15 審査会]	十日市場駅は、既存バスが入っていない北側からシャトルバスを出す予定にしています。既存バスと競合する瀬谷駅と南町田グランベリーパーク駅は、関係のバス事業者と調整をしているところです。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-7-5	シャトルバスを待つ人の滞留について、電車から降りてくる人数は変動がありますので、待ち行列は結構大きく変動します。また、駅から降りた人が一瞬でバス停前の待機列に移動できるわけではないので、実際には駅周辺の空間はもっと混雑する状況になるかと思います。人数の変動やバス停までの歩行経路上の混雑についても想定しておく必要があるかと思います。 [3/15 審査会]	変動する人数までは予測できないところですので、1つの電車に多く乗ってきた場合も想定して、誘導方法や誘導場所、電車内等でのソフト対策での誘導等で、極力影響を少なくできるように継続して検討していきたいと考えています。 [3/15 審査会]	補足資料 41 で説明済 [4/22 審査会]
	17-7-6	変動の予測はなかなか難しいですが、大規模小売店舗立地法において駐車場の待ちスペースで駐車場入口の滞留長を計算するときに 1.6 倍する計算方法があります。利用者の変動を加味して便宜的に用いていますので、それを参考に設定する方法があるかとは思います。 [3/15 審査会]	大規模小売店舗立地法の算定式等を参考に、電車から降りてくる人数の変動等も踏まえて、滞留場所などを考えていきたいと思っています。 [3/15 審査会]	
		<u>人数の変動を加味した予想をありがとうございました。計算上収まりますが、例えば 1 人 1 m²、バス停前は 50 人で 30m² といった辺りは不確かなところもありますので、円滑に誘導できるような方法も今後検討してほしいと思います。</u> [4/22 審査会]	<u>確かに不確かなこともありますので、誘導等もしっかりした形で検討、対応していきたいと考えています。</u> [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
		4 駅の中で十日市場駅が最も多い人数でバスの本数も多いですが、十日市場駅は会場からは一番遠く、一般的の来場者は電車で比較的近い瀬谷駅や三ツ境駅を使う可能性が高いと思います。十日市場駅の人数の配分を最も多くしている理由を教えてください。 [3/15 審査会]	どの方向から来るかを推計し、それに会場までの時間や料金関係等の抵抗を考えて自然体で推計を流したときに、十日市場駅が多くなったところです。新幹線の駅である新横浜駅から近く、料金も新横浜駅に新幹線で来られた方は横浜市内区間で J R 線に乗れますので、十日市場駅が多くなると考えています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-7-7	十日市場駅は4バースを用意し、4分間隔でバスを発車させる想定ですが、実際に可能かどうかをどう検討しているかを教えてください。また、瀬谷駅に比べると駅前の空間があまり広くないようなので、後発のバスの待機場所は確保できるかと、会場から帰ってくるルートは右折を伴う交差点もあるので、きちんと処理できるかの検討も必要かと思います。 [3/15 審査会]	十日市場駅の待機場所は、基本的に会場の方で考えているところです。4分間隔ですので、駅周辺の公用地等がないかは調整しているところです。路上で待つような影響を極力少なくしながら、待機場所についても継続して考えていきたいです。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-7-8	三ツ境駅は2バースで、場所が結構狭いように見えます。3mの歩道の1.5mを待機場所に使うイメージかと思いますが、1台あたり50人を待機させることは可能でしょうか。近くに既存のバスターミナルがあるようですが、そこは使わないかを聞きたいです。 [3/15 審査会]	三ツ境駅は歩道上や駅前の広場も考えていて、なるべくそちらでできることを具体的に考えていきたいと思っています。向かい側のターミナルも現在バス事業者で使用していますので、調整をしていきたいと考えています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-7-9	瀬谷駅は11,000人、三ツ境駅は6,000人の想定ですが、横浜方面から相鉄線で来た人がこの違いを認識して、うまく分かれるとは思えないで、主催者側で周知する必要があるかと思います。十日市場駅も同様ですが、周知の仕方や想定した配分で4駅を使ってもらうための方法について聞きたいです。 [3/15 審査会]	鉄道会社や関係のバス事業者等も含めてソフト対策でどのような形で誘導できるか、あとは我々の交通に関する誘導の御案内など、全体的に検討して対応できるように考えているところです。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-7-10	南町田グランベリーパーク駅は空港バスを含む路線バスの乗り入れがあり、十日市場駅北口には近隣事業所の送迎バスの乗り入れがあったと記憶しています。滞留スペースの計算にこの路線バス等の利用者との競合の回避が考慮されているかを確認したいです。 [4/22 審査会]	現在使われている事業者等と具体的な運用方法について調整を重ねているところです。対応可能な計画としていきたいということ、今調整をしています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
	17-7-11	事業が進捗する中で、どの時点で評価するかは常に難しい問題です。シャトルバス発着場所の状況は仮定で、資料にもそのような注釈がありますが、今後の検討で大きく変わることがあれば、滞留場所や周りへの影響も変わることを前提に、丁寧に対応してほしいという要望です。 [4/22 審査会]	説明した内容を踏まえ、さらに課題が出た場合はきちんと対応等も検討していきたいと思います。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-8-1	<p>地点 12 以外の交差点では、歩行者の影響をきちんと考慮されているか聞きたいです。</p> <p>輸送計画では、多客日は徒步で約 6,000 人の想定ですので、これらの人人がどこの経路を通って会場に来られるのか、また帰るのかです。一番近いのは瀬谷駅なので、この方面からの来場が多いとは思いますが、途中に交差点 5 や 6 があるので、ここを南北方向に横断する歩行者の数はそれなりに多いかと思います。</p> <p>準備書の予測では交差点 6 は現地調査と同じ人数、地点 5 では歩行者数が 85 人から開催中は 40 人に減少します。これがどうしてかも教えてください。多客日のピークでは、1 時間に数百人から千人くらいは歩くかと思うので、交差点での影響はそれなりに大きくなると思います。それを含めた評価を行っているか、行っていなければ、それを含めた交差点の評価を行う必要があるかと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	<p>2 章に、歩行者の主な動線を提示しています。現時点で、博覧会の会場まで歩いていらっしゃる、あるいは自転車でいらっしゃる方の動線は示しています。</p> <p>地点 12 に関しては考慮しないとしていましが、他の地点に関しては、取得できるデータで、考慮できるものは考慮しています。</p> <p>数値の妥当性は確認したいと思います。もう一度整理して、次回以降に報告したいと思います。</p> <p>[12/6 審査会]</p>	補足資料 33 で説明済 [3/15 審査会]
		輸送計画で、徒步による来場も 6,000 人ですので、それがどのようにどちらの方面からどんな経路を通ってくるかが、きちんと付加されている必要があると思います。	—	
	17-8-2	地点 5 の歩行者人数を今回修正されたかを確認したいです。各交差点で歩行者的人数とどの方向から何人が会場に向かうかについて、図で経路と人数を示すとよりアセスとして分かりやすいので、示してほしいと思います。	歩行者のルートについて、補足資料 p7 に来場者の歩行ルートは等分していること等は記載していますが、評価書にはルートやどこを歩行者が歩くことを想定しているかの図面を付けたいと考えています。	説明済 [3/15 審査会]
	17-8-3	交差点 12 は北側ではなく南側の横断歩道を誘導するとあり、その他の交差点についても多客日には誘導員等が想定されると思います。誘導員をどの交差点に配置するかも、想定する対策として評価書に反映してもらえるといいかと思います。	誘導員の配置について、環境保全措置に記載したいと思います。人為的な誘導で混雑を少しでも改善したいので、そういった措置を評価書に記載したいと思います。	説明済 [3/15 審査会]
	17-9-1	地点 11 のピーク時間の一般交通は 466 台という数字ですが、これは実測値でしょうか。	これは将来一般交通量で、準備書で使っているものですので、将来推計の結果です。	説明済 [1/10 審査会]
		[1/10 審査会]	[1/10 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-9-1	この道路はすごく渋滞することで有名な場所ですが、466台は結構少ないといました。何かしらの実測値から推測されているのであれば、渋滞している時は結局1時間に通過する交通量も少なくなるわけで、過小評価になっていないかが気になったので質問しました。 [1/10 審査会]	環状4号線は、将来4車線の形になります。道路構造も変わることを踏まえて、また周辺の道路条件も変わった中での予測結果ですので、現況の渋滞状況と将来状況は変わると推計しています。 [1/10 審査会]	説明済 [1/10 審査会]
	17-9-2	将来一般交通量の数字は、今回の分割配分の推計を行った結果ですか。 [1/10 審査会]	御指摘のとおりです。 [1/10 審査会]	説明済 [1/10 審査会]
	17-10-1	その結果を用いて、かつ4車線に拡幅されることも踏まえると、この結果で大丈夫かと思います。 [1/10 審査会]	—	
	17-10-1	今回の補足資料18は現況交通量による結果ですが、準備書においても滞留長は出ているかと思います。滞留長が、実際の交差点でのレーン長に収まるかのチェックをもらう方が良いかと思います。 [1/31 審査会]	横浜市の方で道路設計の協議中で、どのような車線の構成になるか、その延長や右折レーンの長さがどのくらいかについては入手していない状況です。滞留長が収まるかどうかを明確に示すことは難しい状況です。 [1/31 審査会]	補足資料34で説明済 [3/15 審査会]
	17-10-2	確かに交差点の改良等の議論をしているところもあるかと思いますが、そうではない交差点もあると思います。できるものはチェックして、収まるかを示してほしいと思います。 [1/31 審査会]	—	
	17-11-1	地点4-1や地点6は、博覧会の関係車両による右折のはみ出しありませんが、はみ出した一般車両が直進レーンにはみ出してくるかと思います。その直進レーンを関係車両が使うと、結果的に想定していた交通処理が行えません。現時点で一般車両による右折レーンのはみ出しが予測によって分かっているのであれば、それを前提に関係車両の走行経路等を検討するか、あるいは交通管理者や関係機関に働きかけることなどが必要ではないかと思います。 [3/15 審査会]	関係機関とよく調整し、道路管理者や交通管理者等と協議して、対応策を検討したいと思います。例えば、信号現示の調整や滞留の場所をもう少し取れないかという検討もあると思います。また、そのルートとなるべく使わないように誘導していくこともあると思います。それも、環境保全措置に記載できればと考えています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	17-11-1	パークアンドライド駐車場とシャトルバスに乗り換える鉄道駅は、バスがたくさん来ますので、騒音や振動、大気質に関しても影響を及ぼす可能性があるとは思います。博覧会の計画地以外の場所で、環境影響を受け得る何らかの環境要素があるかを確認したいです。 [3/15 審査会]	環境影響を受ける要素は、例えば住宅地が近い、あるいは高齢者施設が存在するといった意味でしょうか。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-11-1	<p>鉄道駅だとそれほど住宅はないかもしれないですが、例えばマンションに住民がいて、バスがひっきりなしに来ると騒音や振動、大気質の環境影響を受け得るかということです。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<p>例えば相模大野は収容台数 600 台ですが、バス 1 台に 35 人乗ることでバスは約 50 台を考えています。50 台を地域の交通状況に上乗せたときの影響は概ね 1 % 増で考えています。他の場所は、なるべく幹線道路からアクセスが良く、1 箇所当たり約 1,000 台程度で書いているますが、台数やその影響も踏まえて、今後決めていきたいと考えています。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	説明済 [3/15 審査会]
		<p>1 以上の環境要素に係る環境影響を受ける可能性のある地域が対象地域で、博覧会の対象事業実施区域から 200m のエリアを設定し、そこの市民から意見陳述を受けていいると思います。この事業で影響を受けるのであれば、パークアンドライド駐車場やシャトルバスに乗り換える鉄道駅の周辺に住んでいる方や事業所を持っている方が全て意見陳述できる可能性があると思います。そういう方々が意見陳述人になれない状況ですので、問題があるかと思います。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	<p>相模大野駅近くは、国道 16 号の近くでアクセスが良く、今バスターミナルとしても使われていますし、トータルで 1,500 台の駐車場台数もある場所です。また横浜青葉インターチェンジも高速道路の直下で市街化調整区域ですので、周辺の方になるべく御迷惑がかかる台数が確保できるところを選定していきたいということです。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	
		<p>パークアンドライドの場所を全部示せないとこはなかなか苦しいと理解できますが、後から設定して交通渋滞が起こったり、車が滞留して大気質や騒音、振動の問題が生じて良いということではないです。場所は分からぬが、そういうことは生じ得ないというのであれば、それを示す必要があると思います。</p> <p>200m の設定については他の委員の御意見も聞きたいと思います。</p> <p>[3/15 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-11-2	対象地域がなぜ200mなのかを改めて確認したいです。パークアンドライドも含めてですと、対象地域が広がりますので。 [3/15 審査会]	環境影響評価の結果で、周囲の主要な交差点に重大な交通渋滞発生しないと予測しています。博覧会に関する技術基準は見当たらぬですが、今回は環境影響評価条例の開発行為に該当していますので、それに近い国土交通省の面整備事業環境影響評価技術マニュアルを参考にしています。動植物に関しては対象区域から 200mの範疇の調査と記載がありますので、200mに係る町丁を対象区域に設定しています。ただ上川井町は広いので、分断されている保土ヶ谷バイパスよりも南側を対象にしています。パークアンドライドや駅周辺は交通量も非常に多いところですので、そういう意味では対象にはなり得ないかと認識しています。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
		対象地域としてどの範囲を捉えるべきかは議論する必要があるかと思います。事務局どうしましょうか。 [3/15 審査会]	【質疑で事務局が回答】 事業者からは、これから新たに出てパークアンドライド駐車場に関しては事業者自らが環境影響評価を行った上で、周辺の住民に説明会等で説明し、さらに博覧会のホームページで公表していくという説明で、環境保全措置に書かれていますが、こちらの考え方では足りないということでしょうか。 [3/15 審査会]	
	17-11-3	パークアンドライド駐車場が設定されるごとに、そのエリアの住民から意見陳述の機会を設け得るということでしょうか。 [3/15 審査会]	場所が決まり次第、自主的に周辺の状況を調べて予測評価をして、その結果を示した上で説明会を開催して意見をもらい、御理解とそれから改善策を考えていきたいと思います。 [3/15 審査会]	説明済 [3/15 審査会]
	パークアンドライド駐車場の対象になるエリアの住民の方から意見陳述や情報提供をもらう機会があるかを聞きたいです。 [3/15 審査会]	説明会を行い、そこで意見をもらいますので、それを反映させたいと考えています。 [3/15 審査会]		
	説明会の場で意見を出すことと、環境アセスの場所で意見陳述をして審査会委員に対して情報提供することの意味合いが少し異なってくると感じましたが、いかがですか。 パークアンドライド駐車場の場所が今設定されていたら、住民は今の時点で懸念等を情報提供できるのではないですか。意味合いが異なりませんか。 [3/15 審査会]	やり取りや調査結果はホームページ等で公表していきたいと思っています。 開催中の多客日に周辺の交差点も含めて調査する事後調査手続は取りたいと考えています。 場所は協議中で、相手方にも御迷惑をかけられず、今すぐには非常に難しい状況です。対外的に説明し、それを公開するところは、環境保全措置に記載しています。 [3/15 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-11-3	事業者の事情はよく分かりますが、場所が分からぬ中で審査会で議論することや後で場所が設定される周辺住民がいることにやはり違和感を覚えます。 [3/15 審査会]	—	説明済 [3/15 審査会]
	17-11-4	全て計画の中身が具体的に定まっていないとアセス手続が進められないかというと、できる限り定量的に具体的に示すことが望ましいですが、今までできない場合には今後具体化していく中で何をしていくかを約束してもらっています。パークアンドライド駐車場については十分ではないということであれば、御指摘をお願いします。 [3/15 審査会]	—	—
	17-11-5	開催地の駐車場はかなり広いエリアを設定した中で、駐車場の台数の上限を宣言してもらい、ある程度安心できました。パークアンドライド駐車場についても、例えば既存駐車場の利用率に対して博覧会でどの程度の利用率、混雑の割合を見込んで、それ以上にはしませんというような方針を示す方が良いかと思います。 可能な情報を出してもらう方が良いかと思います。 [3/15 審査会]	なかなか指標は難しいですが、例えば周辺の主要な交差点が、パークアンドライド駐車場の利用者やシャトルバスの運行によって、需要率が限界需要率に収まる中で対応するというような考え方でよろしいでしょうか。 書ける範囲で調整したいと思います。 [3/15 審査会]	補足資料 42 で説明済 [4/22 審査会]
	17-12-1	パークアンドライド駐車場、それからそもそも電車利用か、自動車利用かについてもですが、特に料金の設定が非常に重要なと思います。文書にも「利用を促進するための運営方法についても検討」とあり、料金設定も含むと想像しますが、具体的に料金も含めて検討すると書いた方が望ましいかと思いました。 [4/22 審査会]	御意見を踏まえどこまで書けるか、具体的な内容の記載も検討していきたいと考えています。 [4/22 審査会]	説明済 [4/22 審査会]
18 景観	18-1-1	周囲景観の撮影範囲で、場合によって里山側を向いていたり、農地側を向いていますが、どうしてそちら側を向いているのかも示してほしいです。 [11/2 審査会]	景観の向きは、基本的に博覧会の会場を見渡せる位置を選んだつもりです。この地点、この向きで、博覧会の全容を見る能够のではないかということで、撮影位置と向きを示しています。 [11/2 審査会]	補足資料 10 で説明済 [12/19 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-1-1	<p>各撮影地点で 360 度撮られていたら、できれば両方を載せると良いかと思います。地点 25 は両方撮っていますが、地点 28 は右側です。背景に自然環境があることも、囲繞景観の場合は景観に含まれると思います。それを表すには、地点 25 のように両サイドを対象にして予測した方が、より地点の環境を反映した囲繞景観になるかと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>それぞれお持ちですか。地点 28 だけですか。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>例えば、地点 32 は東側が結構大事にみえますが、地点 32 の東側は地点 28 の西側よりも、より注目すべきかと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	<p>データは 360 度あるので、全体を見る意味で、地点 28 は半分の 180 度を取っていますが、もう反対側も整理して見せたいです。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>データとして 360 度の写真はあります、フォトモンタージュまでできるかは少し検証が必要かと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>360 度のもので地点 28 と 32 を検討します。地点 32 に関して、修正届出書の時の地点 34 という形で、中からではなくて外側から地点 32 側を見たフォトモンタージュや写真が資料編にあります。樹林は、区画事業で博覧会時には今ある既存樹木は残し、それを活用しながら駐車場整備を行うと調整したので、樹林の向こう側の駐車場のイメージを参考として付けています。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	補足資料 10 で説明済 [12/19 審査会]
	18-1-2	<p>眺望景観として撮られた範囲に、この向きが入っているという理解で正しいですか。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>眺望景観の方で、外から見た眺望景観が中から見た囲繞景観と重複するようなフォトモンタージュがあれば、それが囲繞景観としてもイメージできるかで判断すればいいかと思います。例えば、山並みが眺望では見えるけれども、人間の目線では見えなくなることが、場所で生じ得るのであれば、重複していても囲繞景観として捉え直す必要があるかと思います。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	<p>眺望景観で地点を増やすようにという御意見を踏まえ、撮ったものです。樹林で公道から見えないので、樹林よりも踏み込み、駐車場のエリアに入った所での見え方のイメージを参考に付けています。</p> <p>[11/2 審査会]</p> <p>こういった資料も対応している上で、囲繞景観の地点 28 と地点 32 で、どういう形でシミュレーションできるかを少し整理して、山並みも含めて反対側がどういう形なのかも整理できる範疇で次回以降整理したいです。</p> <p>[11/2 審査会]</p>	補足資料 10 で説明済 [12/19 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-1-2	景観を両側で取ったことで、より 囲繞景観が表現されて、多角的に評 価ができるようになったかと感じ ます。 [12/19 審査会]	—	補足資料 10 で 説明済 [12/19 審査会]
	18-2-1	囲繞景観の指標例で、どの指標を 重視したか、どれをどのように組み 合わせて、丸や二重丸や三角にした かを示すと客観的かと思います。 利用性の「利用」は、博覧会では 来場利用者、おそらく鑑賞する人の イメージかと思いますが、なぜ囲繞 景観の指標になってくるのか少し 疑問に思います。本来は、自然的な 景観とそれに関わる人の活動で捉 えると思います。指標や指標を基に した評価の考え方を客観的に示し てほしいと思いました。 [11/2 審査会]	利用性については、博覧会の觀 光的な利用も含めて、評価してい ます。区画事業や公園事業と密接 に連携しているので、公園事業の 評価指標と同じものを使って評価 をし、比較もできるのではないか ということで、この指標を使ってい ます。 [11/2 審査会]	補足資料 11 で 説明済 [12/19 審査会]
		ここで何人が利用されるかは予 測が難しいので、評価に利用者数が 直接入るわけではないと思います。 観光利用の場合においては、あえて 数や属性に特段注目せずに、利用の アクセス性の観点でみてはいかが かと思います。この指標をどう組み 合わせて、丸、三角なのかは示して ほしいと思います。 [11/2 審査会]	指標として、アクセスのしやす さという観点も含めた評価を入れ た補足資料を次回以降にお見せし たいです。 [11/2 審査会]	
	18-2-2	評価の考え方は、二重丸、丸、三 角の根拠になっているかと思いま すが、参照している資料等がありま したら教えてほしいと思います。 [12/19 審査会]	指標例は、環境省で出している ガイドラインを抜粋したものを基 に、博覧会を評価する際にはどう いったものが適正なのかを整理し ています。 評価の考え方は、博覧会を評価 する際にこういった指標の評価は 分かりやすいのではないかと、私 どもで作成したものです。 [12/19 審査会]	説明済 [12/19 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-3	<p>固有価値で固有性、親近性とあり、例えば駐車場等ができるて他にない独特的な要素だと評価されていたり、お金を払って入れるようになるから親近性が高まることがクローズアップされていますが、固有価値は歴史文化性というか、人と環境の関わりの固有性や人が環境に親近感を覚えるかという観点かと思います。もう少し人と環境との調和の観点から価値を評価するような文言にして、その中に博覧会施設の調和のあり方を書いてもらうと、景観の固有価値という意味での理解が増しやすいと感じました。人工物自体にクローズアップしないような予測、評価の再検証等をしてもらえると有り難いと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>親近性に関しては、やはり博覧会も人と自然の触れ合いを感じてもらうような庭園や植樹等を考えていて、何もない造成地の状態からそういうものができると、地域の人々が親しみを感じるだろうという観点で評価尺度を設けています。自然の価値や意味については自然性で、固有性や親近性と自然性の観点は分けて、他にない独特的の要素があるか、親近性に関しては新たにできることによって人々が親近性を持つような要素があるかという評価尺度を設けています。</p> <p>御指摘の調和のあり方で、親近性のといった観点は非常に重要なと私は思いますので、文言を整理できるか検討したいと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	補足資料 29 で説明済 [2/29 審査会]
		<p>何もなかったという認識での景観の捉え方は、あまり適切ではないように思います。今まで利用制限されてきたことで、里地的な田園景観が維持されていたり、その背景にある樹林と里地との一体感が得られたり、そういったものが一面で見渡せる歴史、文化的な価値があったという前提の下、それがどう変質するかを表現するのが景観に対する影響かと思います。全く新しいものだから良いではなく、今まで蓄積してきた景観の変容について評価することが大事だと思います。例えば里地の田園景観を、ここでどう評価したかも読み取れるように書いてほしいと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	<p>事業 자체が区画事業の土地を使うことや、その後の公園になることを前提とした立ち位置で、そこからどういう影響を与えていくのかを意識しすぎている部分があつたかもしれません。この場所が里地里山であったという歴史的なことや背景があることも、どう表現するかは難しいところですが、意識した表現や尺度をトライしたいと思います。</p> <p>[12/19 審査会]</p>	
	18-2-4	<p>質問した方向性と合致した修正になっていると思います。具体的な記載に庭園等とありますが、現在の情報では固有的な景観に即した庭園か、まったく新しいガーデンかの判断がなかなかできないと感じています。そこに少し違和感がありますが、この庭園等の扱いについて教えてほしいです。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>上瀬谷独特の場特性を生かしたものであれば高く、一般的な庭園や植栽等のいわゆる通常の自然に関してはそういう評価にしています。博覧会の整備の中では細かいところは詰め切れていませんが、そこにある植生を生かした草地の広場、園芸種を用いて見せるための庭園もあり、総合的に判断して評価しています。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	説明済 [2/29 審査会]
		<p>きちんと仕分けして、配慮しているということで理解しました。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-5	<p>大規模草地など元々の農的な環境の変化で、○から○になっています。土地被覆が景観的に整備されるという印象での変化かと考えていますが、土地区画整理後のフォトモンタージュは土壤のままのイメージです。それが持続された状態という前提か、もしくはもう少しマルチングや、例えば工事前の仮整備のようなものを前提としているかを教えてほしいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	<p>フォトモンタージュは、持てる情報の中でのものです。周辺への土の飛散防止みたいなものをどうやっていくかも費用対効果もありますので、横浜市とよく相談しながら、この場で措置を明言できませんが、散水や周辺の方と話し合いながら考えていくなどは必要と考えています。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	説明済 [2/29 審査会]
		<p>このような変化になるように、地域景観に対して配慮していくという保全措置の考え方には是非してほしいと思います。</p> <p>[2/29 審査会]</p>	—	
19 触れ合い活動の場	19-1-1	<p>区画1号線と瀬谷地内線の間の区域内道路は、地域の交通、特に自転車等を考えると、自然との触れ合いの新たなルートになり得ると考えています。どのように自転車通行や地域の方々の自然との触れ合いのルートとして活用できるような形で整備されるかを教えてほしいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>区域内道路は、横浜市の区画事業で整備するものです。これから調整ですが、工事中は重機も入りますので、安全性ということで、一般の通行に関しては一定程度制限をしなければいけないと思います。しかし、今も通行する方もいる中で、できる限り通行が可能な方策を横浜市と一緒に検討したいと思っています。博覧会開催中は、セキュリティやチケットを買ってもらいますので、どうしても会場の中の通行はできないと考えています。迂回ルートなどは検討したいですが、区画事業の事業者や道路管理者、公園管理者としての横浜市の立場もありますので、何が可能かは、運用の中で考えていきたいと現時点では考えています。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	補足資料30で説明済 [2/29 審査会]
		<p>運用の中で配慮されるのは当然ですが、建設する施設群として、東側は非常に多く、なおかつ展示建築施設というエリアを結ぶ施設が将来的に公園の施設になると聞いています。そう考えると、この地域の入口が必ずしもメインゲートではなく、東側の方になる可能性もありますし、市民の森や周辺の自然との触れ合いのルートになり得るのではないかと考えています。そういった観点で、工事中の歩行者に対する安全や自転車通行の安全性の管理は非常に重要ではないかと思います。どのようにこの地域の新しい歩行者、自転車の通行を作るかという観点で、書ける点を評価書で記載してほしいと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	<p>博覧会の会場は区画事業の事業中の土地を半年間借りて、我々は開催するという立場です。博覧会の事業として、自転車の迂回ルートを書くことは難しいところです。横浜市とも調整しますが、理解いただければと思います。</p> <p>[1/31 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
19 触れ合い活動の場	19-1-1	触れ合い活動の環境保全措置に、自転車の利用という観点があり、駐輪場の整備について書いてあるので、その具体性をお願いしたいです。 [1/31 審査会]	難しい部分もありますが、何が書けるか検討したいと思います。 [1/31 審査会]	補足資料 30 で説明済 [2/29 審査会]
		非常に広い地域なので、人と自然との触れ合いの中で、例えば市民の森の周辺にサイクリングするといった活動に対する影響の視点で、自転車について取り上げましたが、運用上は入れないことは致し方ないと思います。 [2/29 審査会]	—	
	19-1-2	フェンスが、どこも道路際まで来ています。道路際の敷地内の使い方ですが、場合によっては植栽を外側に少し設けた形で、フェンスを少し内側に入れることで、例えば歩行者や自転車に対して緩衝地帯となるようなスペースを設けることも可能性としてはあると思います。準備書 p6.12-6 の「なかみち」がいい例だと思いますが、歩道の内側にも歩行者が入れるようになっています。道路際までフェンスが並んでしまわざるを得ないのでしょうか。街路環境について聞きたいと思います。 [2/29 審査会]	フェンスについては、これから詳細設計する中で決まっていく部分もあります。できるかどうかは場所や整備費用等も鑑みながらですが、外側に少し植栽を出してセットバックするとより圧迫感が軽減されたり、自然の風景としてもいいのではないかという趣旨だと思います。 [2/29 審査会]	説明済 [2/29 審査会]
		そのようにお願いしたいと思います。周辺の方にとっても、博覧会の中だけで触れ合われているとならないようにお願いしたいと思います。 [2/29 審査会]	—	